

平成21年 第1回沼田町議会定例会（1日目） 会議録

平成21年 3月 6日（金）

午前10時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	杉 本 邦 雄	議 員	1 番	津 川 均	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	高 田 勲	議 員
	4 番	大 沼 恒 雄	議 員	5 番	絵 内 勝 己	議 員
	6 番	上 野 敏 夫	議 員	7 番	橋 場 守	議 員
	8 番	中 村 保 夫	議 員	10 番	渡 辺 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	農業委員会長	中 山 勝 君
教育委員長	植 木 和 美 君	代表監査委員	山 木 一 男 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	生 沼 篤 司 君	総務課長補佐	黒 田 美 和 君
地域開発課長	神 憲 彦 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	辻 広 治 君	住民生活課長	栗 中 一 弘 君
建設課長	谷 口 勲 君	和風園園長	篠 原 毅 君
旭寿園園長	吉 田 憲 司 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松 田 剛 君	次 長	浅 野 信 行 君
-----	---------	-----	-----------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金 平 嘉 則 君	書 記	岡 田 敏 行 君
------	-----------	-----	-----------

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	総務文教常任委員会所管事務調査報告
	産建民生常任委員会所管事務調査報告
	町長の一般行政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針
	一般質問
議案第 4 号	沼田町地域医療確保安定化基金条例について
議案第 5 号	沼田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
議案第 7 号	平成 20 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 8 号	平成 20 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 9 号	平成 20 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 10 号	平成 20 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 11 号	平成 20 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第 12 号	平成 20 年度沼田町老人保健特別会計補正予算について
議案第 13 号	平成 20 年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第 14 号	平成 20 年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第 15 号	平成 20 年度沼田町水道事業会計補正予算について
議案第 6 号	沼田町沼田浄化センター改築・更新工事委託に係る基本協定の変更について
議案第 21 号	沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 22 号	沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 23 号	沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 24 号	沼田町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について
議案第 25 号	平成 21 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 26 号	平成 21 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 27 号	平成 21 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 28 号	平成 21 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 29 号	平成 21 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について

議案第 30 号	平成 21 年度沼田町老人保健特別会計補正予算について
議案第 31 号	平成 21 年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第 32 号	平成 21 年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第 33 号	平成 21 年度沼田町水道事業会計補正予算について
議案第 16 号	沼田町道路線の変更について
議案第 17 号	沼田町監査委員条例の一部を改正する条例について
議案第 18 号	障害程度区分認定に係る北空知 5 町審査会の廃止について
議案第 19 号	北空知障がい程度区分認定審査会の共同設置について
議案第 20 号	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
請願第 1 号	季節労働者対策の強化を求める請願について
請願第 2 号	平成 21 年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願について
請願第 3 号	中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する請願について
意見案第 1 号	季節労働者対策の強化を求める意見書（案）について
意見案第 2 号	平成 21 年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書（案）について
意見案第 3 号	中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見書（案）について
意見案第 4 号	北海道の自衛隊体制維持を求める意見書（案）について
意見案第 5 号	物価に見合う年金引き上げを求める意見書（案）について
意見案第 6 号	市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書（案）について
	閉会中の所管事務調査の申し出について
	議員の派遣について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）おはようございます。只今の出席議員数は10名です。定足数に達してますので、本日を以って召集されました平成21年第1回沼田町議会定例会を開催致します。本日の議事日程はお手元の配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、中村議員、10番、渡辺議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。絵内委員長。

(議会運営委員会報告 絵内委員長登壇)

○委員長（絵内勝己委員長）平成21年第1回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を申し上げます。去る3月2日午後2時より議会運営委員と正副議長出席のもとに、議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諸般事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出される案件は、諸般報告2件、所管事務調査報告2件、一般質問、町長に対して6人8件、教育長に対して2人2件、計10件であります。更に平成20年度補正予算9件、平成21年度予算9件、条例について8件、その他4件がありました。また、議長に提出されました請願、陳情8件のうち、6件を上程すべきものとして取り扱うことで意見の一致をみたところであります。以上付議案件全般について審議した結果、今定例会の会期としては、本日6日金曜日から13日金曜日までの8日間とすることで意見の一致をみております。以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から13日までの8日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から13日までの8日間に決しました。

（諸 般 報 告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、月例出納検査結果報告書を提出致しましたのでご覧願います。

（総務文教常任委員会所管事務調査報告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、総務文教常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。大沼委員長。

（大沼委員長 登壇）

○委員長（大沼恒雄委員長）総務文教常任委員会所管事務調査報告を申し上げます。本委員会は申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第77条の規程により報告する。

（以下、報告書を朗読）

○委員長（大沼恒雄委員長）以上報告とさせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。本件は委員長報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり受理することに決しました。

（産建民生常任委員会所管事務調査報告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、産建民生常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。中村委員長。

（中村委員長 登壇）

○委員長（中村保夫委員長）それでは、産建民生常任委員会所管事務調査報告を行います。本委員会は申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次の通り会議規則第77条の規程により報告する。

（以下、報告書を朗読）

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。本件は委員長報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり受理することに決しました。

(町長の一般行政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針)

○議長（杉本邦雄議長）日程第6、町長の一般行政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針を議題と致します。始めに町長。

(西田篤正町長 登壇)

○町長（西田篤正町長）おはようございます。平成21年第1回定例会を招集申し上げましたところ、全議員のご出席を賜りましてありがとうございました。只今から町政の執行方針について申し上げます。

(以下、一般行政執行方針を朗読)

○議長（杉本邦雄議長）次に教育長。

(松田 剛教育長 登壇)

○教育長（松田 剛教育長）教育行政執行方針について申し上げます。

(以下、教育行政執行方針を朗読)

○議長（杉本邦雄議長）以上で町長の一般行政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針を終わります。ここで休憩と致します。なお、午後の開会は1時と致します。

1 1 時 3 1 分 休憩

1 3 時 0 0 分 再開

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第7、一般質問を行います。初めに町長に対して、通告順に順次発言を許します。3番、高田議員、「二次補正に伴う景気対策について」質問して下さい。

○3番（高田 勲議員）3番、高田でございます。私からは二次補正に伴う定額給付金並びにふるさとクーポン券のことにつきまして、ご質問させていただきたいという風に思います。去る3月4日に国の第二次補正予算が成立致しました。100年に一度とも言える世界的な不況の中、景気回復を最優先とし、また国民生活と経済を守る為の生活防衛、生活対策を盛り込んだこの平成20年度の第二次補正予算と先に衆議院を通過している平成21年度予算には大きな期待が寄せられているところであります。本町においてもこれらを景気対策と位置付け、先の第二回臨時会におきまして定額給付金給付事業、地域活性化生活対策臨時交付金によるインフラ

整備事業など総額約2億4,500万円を補正計上し、スピード感のある執行を目指し、西田町長を先頭に職員各位が日夜業務に精励されていることに対し、改めて敬意を表するところであります。

さて、その中の地域活性化生活対策臨時交付金を基金化して、平成21年度早々に実施されるふるさとクーポン券事業でございますが、本年は定額給付金6千万が4月に給付されますが、この給付開始に合わせてクーポン券が販売されること、そのボリュームが昨年の約1.5倍であり、販売総額が6,300万円に上ること等から、平成11年度より実施されている本事業であります。商工業者、商工会の期待は今まで以上に大きいものがございます。現在予定されているクーポン券の販売方法は、4月に一世帯当たり3万円を上限に、また8月に一世帯当たり2万円を上限として2度に分けて販売されるようになっております。定額給付金自体は4月中に先程申し上げましたように町内に約6千万円支給されますが、一方クーポン券の対象世帯が1,450戸と聞いておりますが、仮に購入率が100%としても4月におけるクーポン券での受け皿は3万円の販売ですと、4,350万円にしかありません。購入率に関しては過去に実績をみて75%に設定しても3,050万ほどとなります。定額給付金自体は預金をされては基本的には困るお金だなと考えます。それぞれの地域、市町村で速やかに消費されるべきお金かなという風に考えます。麻生太郎内閣総理大臣もまずは景気と言っております。今回の第二次補正予算で国から町民に、また町に来る給付金や交付金の趣旨を考えたとき、定額給付金をふるさとクーポン券になるべくたくさん換えていただきまして、しかもスピード感をもって一気に大量のクーポン券を町内に流通させた方が目的に合致していると考えます。4月に一世帯当たり3万円ではなく一度に5万円を上限にして販売し、スピード感のある景気対策をして欲しいというのが商工会、商工業者の願いでもあります。この販売回数と時期、販売上限額の設定について町長の考えを伺いたいと思います。

また、4月に5万円を上限に販売しますと、プレミアム分の補助金1,050万が計上されておりますが、これの不足も場合によっては予想される訳であります。先ほども述べましたように対象世帯が1,450戸あります。昨年の販売実績から推定すると1,025世帯ほどが最初の引換券でクーポン券を購入しております。昨年と同様の購入率ですとプレミアム部分は1,010万円ほどとなり、補助金の1,050万円以内に収まりますが、これは定額給付金が支給された直後でもあり、購入率の向上も考えられる訳であります。仮に購入率が向上して補助分が不足した場合、補正等で更なる支援をお考えがあるかどうか併せて伺いたいという風に思います。繰り返しになりますが、生活支援も目的であります。根底にあるものはやはり景気対策であるという風に考えます。定額給付金をなるべく町内で多く、しかも

スピード感をもって消費してもらおうというのは共通の認識であると思います。これらを踏まえて西田町長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）今の二次補正に伴う定額給付金の関係でありますけれども、私どもが予算編成した折には、この定額給付金と全く切り離した状況で地元の商工業者の皆さん方ご苦勞いただいているということで、実はプレミアの増額を図った訳であります。今高田議員がおっしゃるようになりますね、非常にやっぱりその経済状況は厳しさを増してきているということと、当初やっぱりそのあまり期待をしていなかった国民の皆さんと言いますか、沼田で言えば町民に皆さんもこうした厳しい状況になって来ますと、かなりの期待感を持っているのかなという風に実感として受け止めているところであります。今のご質問の内容のようになりますね、そうしたことが必要であれば検討したいという風に思いますが、商工会と地域開発課の事務方のほうでですね、それぞれ2回に分けてということの話し合いをしていたようでありますから、その情勢が変わったということで、商工会がそういう考え方に変更したのであれば、私どもとしてももう一度打ち合わせをさせていただいて、これは主体になるのが商工会でありますので、商工会と十分話し合いをさせていただいたうえでですね、そういう方向に進めて行きたいなとそんな風に考えておりますし、3万、2万というその出るのを1回でということでもありますので、これも確かにやっぱりあの、あるところでお聞きしますと中学生のやっぱり修学旅行費のお金に本当に助かるというような声も聞かされましたし、高校に入学される方は高校の入学時の色んなものを買う為に、これが本当に助かるんだというような話も聞かされました。そうした思いからいきますと、おっしゃる5万円を一括でということも理解を出来ることでありますので、今申し上げましたように商工会と十分協議をさせていただいて、議員の皆さん方には2回でということと地域開発課の方から説明がなされていると思いますので、その結果をですね、またご理解をいただいてそういう方向に進めさせていただければとそんな風に思っております。まああの、会期中にですね商工会の三役と言いますか、幹部の皆さんと打ち合わせをさせていただいて、13日終わるまでには結論を出して報告をさせて、全員協議会か何かのかたちで報告をさせていただきたいなとそんな風に思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

またあの、従来は75%ということでもありますけれども、5万円にしてもですね、1回に5万円と言いますとやはりあの単身のお年寄りの世帯だとか、様々5万円まで定額給付金に届かない世帯もかなりありますので、その状況等も見ながらもしそういう必要性があつてですね、この額の増額が検討しなきゃならないような事態になりましたら、それはそういう対応をさせていただきたい。いずれにしても、

やっぱり有効に定額給付金が使われて、地元の経済、商工業の皆さんを含めてですね、住民の皆さんも有効に使っていただければ、これは有り難いことだという風に思いますので、そういう方向で十分検討させていただきたいという風に思います。

○3番（高田 勲議員）議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）あの商工会とよくご相談されて事業の遂行にあたっただきたいという風に思います。商工会側としましても先だってから何回か担当役員の方とお話してるんですが、定額給付金をクーポン券に換えて町内で消費してもらうために、何らかの工夫が必要であろうということが2月、3月の理事会でそれぞれ確認しているところであります。担当部会、担当役員を決め今企画をしているところでありますが、ともに恩恵を受けるJAとも相談しながらこの辺は進めていかなければなりません。ただ売り上げの低迷に頭を抱える個々の商店にあまり多く求める訳にもいきませんし、例えば色んな企画を個々のお店でしても、隣に居る大沼議員もご商売やられておりますけれども、クーポン券を使ってもらった分例えばキャッシュバックしますよという風な個々の努力でやったとしても、大沼議員のところは例えば10%キャッシュバックできる、ただ私の高田のところは3%しかキャッシュバック出来ない。結局そういう風な足並みが揃わないような、まあそれを選ぶのもユーザーなんですけど、お客さんなんですけど、商工会としてもあまりそういう風なバラついた施策は取りたくないなと思っております。ですから結果的には商工会とかポイントカード会の限られた予算のなかで、出来るだけのことをするか無い訳です。事業自体に経費がかかるのも事実です。今回は約45万から50万くらいかかるのかなと予想してます。以前私も事業経費を町でもってもらえないですかという風に質問したこともありましたが、当初からの約束でもあり、それぞれで負担して下さいという風な町長答弁だったという風に記憶してございます。ただ10年前と今とでは商店の経営力も違います。経済環境も違います。先日も商工会の担当役員とお話させてもらったところ、せめて経費の半分でも補助してもらえないだろうか。その分は間違いなく住民に見えるように住民還元にあわせるんだけだなというような声が聞かれました。定額給付金自体も国から6,800万来ますけれども、住民に渡るのは6,050万、12%の750万は経費なんですね。商工会は1,050万のうち約50万ですから4.8%、その半分ですと2.4%です。事業費の補助も商工会の一般の運営費となる訳ではなくて、先程も申しましたように確実に住民の目に触れる消費者還元にあわすという風に商工会の担当の方も、三役の方も言ってますので、正直言いまして話し飛びますけれども、休日や夜間に販売してくれてる職員の時間外手当も十分では無い状態です。また役員も販売時の混乱が予想されるときには、店の仕事を置いてでも商工会で待機して色んな手伝いを

している訳です。時間外手当までは望みませんが、今回のこの非常に期待の大きい定額給付金事業、ふるさとクーポン券事業を成功させるために事務費の一部補助を考えていただけないか町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）これは何回かの前にですね、説明させていただいたことがあるんかという風に思いますけども、売り出したクーポン券全てが消費されている訳では無いだろうという風に思うんですよね。ですからそういう経費が残っている分をどういう風に使って金が足りないのかということも十分事務方と相談していただければという風に思います。やっぱりあの私どもとしては、本来ですと売れ残った分の現金はお返しをいただいて町の中に入れるのが筋だろうと、まあ予算査定のなかで実はそんな話が出たんでありますけれども、その辺も考慮していただいて今の何とかそういう経費を使ってその必要な経費をあみ出す方法というのは無いのかなと、まあそんな思いで今聞いてましたんで、商工会、或いは農協も負担しているんだと思いますけれども、その経費が本当に十分なその商工会、農協とも負担に耐えられないという状況であれば、この制度自体も例えば20%割引をそういう必要な経費を除いた分のプレミア分という風な格好にもすることも考えなきゃなりませんし、実態が私の方では十分に分かりませんので、事務方の方とよく商工会と全体の姿を把握させていただきましてね、その中で今言った話し合いをもう一度させていただければなという風に思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○3番（高田 勲議員）議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）私議員になって間もなくでしたから19年の6月から9月定例にもこんな話をさせていただいたのかなと思います。ちょうど平成20年のクーポン券事業の実績が出ておりまして、売り上げ総額が当初の予定通り4,230万ございました。未現金がですね、なんと2万円なんですよ。換金率は99.95%という非常に高い数字が出ております。ただこういうお金をあてにするかどうかは別問題として、これについてはきちっと割戻しをして町に返還する分は返還するというのが筋でありましょうし、商工会もそういう風に考えているようでございます。どちらにしましても今回のふるさとクーポン券事業につきましては、地域住民にやはり喜んでふるさとクーポン券を買ってもらえるような、額も額ですから、喜んで買ってもらえて地域の商店を喜んで利用してもらえるような事業にしなければいけないという風に商工会もとらまえております。私の方からも、私も商工会の役員ですけども、商工会の中に入ってその辺は一生懸命努力して参りたいと思いますので、この事業に関しまして特段のご高配をお願いしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、答弁よろしいですね。

○3番（高田 勲議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）次に5番、絵内議員、「五カ山地区模範牧場について」質問して下さい。

○5番（絵内勝己議員）はい。5番、絵内です。五カ山地区模範牧場についてと題して質問をさせていただきたいと思います。牧場の経営は平成20年度をもって就農支援実習農場に移管するとのことですが、平成21年度より5年間でそれぞれ頭数を減らす計画になっておりますが、その間あまり管理費等もいくらか計上されておりますけれども、あまり目立たないのかな。先だつての全員協議会での資料等を見させていただいたときに、非常に机上の計算は初めから閉鎖有り気のようなそんなような言葉悪いですけども、感がして止まないところであります。少なくとも、いくらかでもマイナスを減らそうとするその姿勢というのは非常に大事ですので、その通りだとそんな風には感じ致します。ただ私は今ここで申し上げたいのは、その減らすにしても平成、まだまだこれから牛がおるわけですので平成21年度からそれぞれ減らしていくまでの間、それぞれ飼育をしていかななくてはいけないんですけども、そういった牛のいくらかでもマイナスを少なくする、プラスにもっていくようなそんなひとつの細かい姿勢というのが見られないんですけども、そういったことを今の状態で実習農場に移管したときに赤字がいくらかでもプラスになるようにですね、更なる取組みを進めるべきだと思いますけれども、町長のご見解をお伺い致したいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）牧場については担当の方からですね、どうして実習農場に移管するのかという説明は全員協議会の中で説明をさせていただいていると思いますので、ご理解をいただいたのかという風に思いますが、とにかく現状五カ山牧場で牛を飼ってこの生産をするのにはですね、1頭当たりの年間の餌代が23万くらいかかるということですので、買った牛に餌を与えて出荷したときにですね、その飼育分の値段さえ出ないというのが現状であります。ですから頭数を増やしていけば増やすほど赤字が増えていくという現状でありますから、この頭数を減らすということにご理解をいただきたいという風に思います。本来ですと、今持っている牛を全て売却してですね、実習農場に肉牛を置かないというのが一番経営上は楽なんでありまして、これはやっぱり実習農場を受けた当初の計画から考えまして、実習生が実習する材料が無くなってしまうということは避けたいという風に思いますから、そういう思いで頭数を減らすということでありまして、農業新聞なんかをお取りになっているんだらうと思いますのでお分かりだと思いますが、農家個々に対するその飼料代の支援ですとかですね、そういうのは国或いはホクレ

ンなんかもやっているんですけども、公共牧場に対する支援というのはこれは1銭も無い。この中で例えばその言っては悪いですけども、農家の皆さん方を離農されたを雇って牧場を運営している、或いは農家の方自身が牧場経営をされている場合とは違って、私どもの牧場は公務員、役場の職員を二人抱え込んでやっている訳ですから、その人件費もやっぱり莫大なものと言いますか、通常考えられるのはかなりきついものになっているだろう。そうしたことを解消するためにですね、今あの実習農場の方へ4月の1日に移管することにさせていただいた訳であります。

先般も3月の3日に管内の町村長会議がありましたけれども、特に発言をも求めて奈井江の北会長が北海道町村会の農水の部会長になってますんで、是非あの公共牧場に対する支援の制度をですね、特交なりのなかで考えて欲しいということの要請をしてくれということでお話をさせていただきました。まああの、公共牧場をやっているというのはこの辺の町村では家ぐらいしか無いのかもしれませんが、そんなに酷いんだというようなお話もありましてですね、早速道のなかでも検討したいというお話でありましたから、そうした対応をしながらやっていきたいという風に思っているところであります。根っ子にはですね、やありあの、いくらかでもやっぱりそういう支援をもらえるところがあれば、そういう支援をもらう為に制度を変えていかんきゃならんということもありまして、その実習農場に移すことによってそういうその若干の支援でももらえということになっておりますんで、そうした面での収支の状況も改善していきたいという風に思っているところであります。おっしゃるように牛を減らさないでということ、これは絶対に現状では不可能でありますので、まずあの、負担になる牛の頭数を減らしながら、市場の回復を待ってですね、牛の頭数も将来的にはまた増やす場合もあります。ただこの場合も公共牧場として町の職員が牧場の牛を飼うために採用するということは二度と私どもとしては考えておりません。やるとすれば農家を離反した方を夫婦であそこの牧場で住み込んでいただいて、いくらかの年収の給料をあげてですね、携わってもらう。そういうようなことが一番理想的な方法だと思っておりますんで、今おっしゃられるような赤字を解消するために努力をしてないということのご指摘でありますけれども、現状考えられる改善策というのは今のこの実習農場に移管するというのが一番の方法だという風に私どもとしては理解をさせていただいておりますので、そうした面での理解をお願いしたいという風に思います。

○5番（絵内勝己議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）私の今の一般質問の仕方がちょっと悪かったのかと思いますけれども、町長、私あの、実習農場に移管することに対して、まあ反対するという訳ではありません。こういったひとつの情勢ですので、やむを得ないのかなと思

っております。それであの、町長今答弁ありましたように、農業新聞のなかの3月5日のなかにも、それぞれ非常に肥育牛に対しての農家の皆さん方が儲からないということで奨励金も考えているということでもありますけれども、今町長の答弁のなかにあったように行政がやっているなかにはこの支援金は受けられないのかなと残念でありますけれども、そんな風に考えております。それでですね、やはりあの、私が今言いたいのは、今残っている牛を如何に高く売るようにするか、その方法論をどんな風に考えていらっしゃるかとということをお聞きしたかったんです。今も2回目の質問ですので、3回目に限られておりますので質問致しますけれども、少なくとも今回は繁殖牛は18頭おるわけですけども、そういった繁殖牛、今腹に入っているものについては生まれた状態でそれは肥育して売っていくよ、というような計画でなかったのかな、とそんな風に思っております。そして後は、繁殖をさせないでそのまま売っていくというような状況の様でありますけれども、繁殖牛というのはもう、はっきり言いまして、生んでしまってから売ったんではもう牧場における牛なんかとは、それぞれ耐用年数と言ったら悪いんでしょうけれども、10年以上経ったらもう廃用牛ということでもう二束三文な訳ですよ。もし高く売れるのであれば妊娠させて牛の子供を腹に抱えた状態で売っていただいた方がいくらかでも高くなるんですよ。少なくとも今廃用牛で売るその金額の倍にはなるはずなんです。少なくとも今おる繁殖牛を全てをやはりそのまま売るのではなくして、やはり種付けをしてそして売っていただきたい、そんな風に思っております。

それと併せてこういったひとつの牛を養うということは、僕も昔牛がおりましたんで非常に分かる訳なんですけれども、こういった動物というのは非常に敏感な動物でありまして、餌をやる人が変わったら全然駄目だという部分が多々あるんですよ。例えば乳を搾る牛なんかだと特にそうなんですけれども、親父が搾ったときと自分が搾ったときと乳の出が全然違うくらい非常に敏感な訳であります。それであの、私たちの手元にあります全員協議会でいただいたあの時の資料によりますと、頭数が減ってくる訳ですからそれぞれ就農センターの方から順次どういう風にまわってくるか知りませんが、管理者がやっぱり入れ替わり立ち替わり変わるような餌の与え方、そういうことだけは絶対にすべきではない、そんな風に感じております。と申し上げますのは、その辺の内容については担当課長がよくご存知かと思っておりますけれども、今就農支援農場の牛に対しても、これ言っているのかあれなのかちょっとあれなんですけれども、子供達がやっている牛というのは売ったときなんか半額ちょっとしか売れてないはずですよ。で、専門家が飼料をやったら非常に高く売れているのは実際事実なんですよね。だからこういった牛飼いをするときにはマニュアル通りやったから牛が大きくなるという訳ではないんです。少なくともそこが技術屋で技術なんですよね。そういったところがやはり昔から技術というのは教

えられるもんでなくして、盗むものだという風によく言われておりますけれども、それくらい敏感な訳ですよ。だからそういったことをやはり常に重んじながらこういったひとつのあと残されている牛等を販売するときには取り組むべきだと私はそんな風に考えおります。そうでないとやはり計画通りにはなかなかならないのかな。まあ減産することに対して先程言いましたようにやむを得ない事実だという風に感じますけれども、その間やはりいくらかでもプラスになっていくように持っていかないと駄目だなとそんな風に感じておりますけれども、町長のご見解をお伺い致したいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）現在の実習農場の牛は牧場の職員がタッチしていないとかそんなことではないんです。一体としてみただいて実習ですから当然その実習のセンターの子供が餌をやったり掃除をしたりということを指導を受けてやる訳ですけども、全体の牛の管理というのは牧場の職員が総体的にやってますんで、そういうあれは無いとご理解いただきたいと思っておりますけれども、ご提言のあったその腹んでいるうちに売ったほうが高いとか色んなことが指摘をされましたので、これについては私どもの牧場の職員にですね、その辺について検討させまして、そういうような状況であればですね、普及センター等の指導をいただきながら方向転換をさせていただければという風に思ってます。いずれにしてもやっぱり一番その値段の良い状況でどういう風にした常態でやればいいのかということだろうという風に思いますんで、そうしたことのご指摘をいただいたことをご意見として伺って取り組んでいきたいという風に思います。

それからあの、実習農場の牛が悪いということではなくてですね、実は最近出た牛でAの5というのが出ておりますし、これは120万から30万の値段で出ています。これぐらいの値段で出れば、さっき言った年間23万の餌を食べらしても、本当は赤字にならないんですね。ところが中に40万ぐらいで買った牛でも50万とか60万でしか出ないというのが結構やっぱり出てくる、ぼつぼつと。これがやっぱり大きく足を引っ張っている状況になってまして、まあそれがどういう原因でどうなのかということとはなかなか私どもとして、或いは牧場の職員としてそこまで深く追求できるというような議論はないのかなとそんな風に思っているところであります。

まあそれと私素人でちょっと感じたのは、ビニールハウスの牛舎というのはあまりにも環境が良すぎるのかなという気がするんですね、明るくてですね。まあそうした面もなんか影響がないかということで今お話ししましたら、今年21年度は若干シートをかけて暗めにした状態にしてやりたい、検討してみたいというような話も言ってますんで、そうした検討をさせていただきたいという風に思います。まああ

のご指摘のあったその、高く売るにはどうしたら良いかというのは、もう少しあの全員協議会の折に担当から説明したのは最低でもここまでやっていきたいという思いの資料でありますので、今ご指摘のあったそういうことを参考にしながら出来るだけ、高値で売れるような努力と勉強をさせていただきたいと思います。

○5番（絵内勝己議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）あの、町長も前向きに取り組んでいただけるということなんですけれども、畜産経営というのは農業をやっておればの話なんですけれども、ただ行政がやる場合と違いますんで、農業をやっておればそこで生まれる堆肥なんかは畑なんかに入れることによって肥料代を削減したり、そしてまた農薬等を削減する方法に繋げていける関係からそういったものを金額にみれる分があるから割とまあまあ良い訳なんですけれども、行政がやる場合は極端な言い方をすると、50万円で購入した牛を肥育して30ヶ月で売って、20何万くらいの餌代がかかってというかたちですので、100以上で売らないと全然労賃など全く何も無いというのが現状であります。ただ残っているのは堆肥だけよという部分で、まあ堆肥が私達の場合は堆肥については下水道の方で処理されてしまっておりますので、本来であれば私に言わせれば下水道の方から全部いくんじゃなくして、下水道の方からも堆肥の代金というのをいくらかでもこちらの方にもらうようなシステムじゃないと牧場関係の収支というのは非常にかわいそうな、かわいそうって言い方ないですね、非常に気の毒な分がある訳ですよ。だから本来はそういった部分が含まれているのかなという感じしております。ただ今回はいくらか堆肥の料金も検討されていたのかなと思いますけれども、そういった意味におきまして、やはりあのこれだけやはり畜産経営というのは厳しいだけにですね、そんなひとつのものというのが色々な面でやはりやっていかないと出来ないと思うんですけれども、堆肥の関係なんかというのはいくらか牧場の方に按分してもらうというようなそんなシステムなんかならないもんなんですか。まあ下水道の方でやっていけば分かるんですけれども。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）実際に堆肥にして販売をしているんですけれども、これはあの牧場の方にも金はいっているんです。はい。ですから両方でお金をあれてますから、おっしゃるようなことは無いと思うんですが、やっぱりあの、基本的に今の餌代だとかですね、市場の状況からいくとやっぱりその、行政の職員を雇って牛を飼うということ自体が無理なんですね、まあもうちょっと早く決断すれば良かったんですけれども、まあちょっとそういう人の人事の面もありますんで、なかなか出来ませんでしたけれども、1人が来年で退職するということを機会に組織を改めて町の持ち出しを出来るだけ減らしたいという思いでやっておりますので、そうした意

味でご理解をいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）実際に堆肥にして販売をしているんですけども、これはあので質問をさせていただきたいと思います。町長の町政執行方針のなかにも書いておりましたけれども、去年の毒入りギョウザ事件から始まって、本当にあの国民の食に対する安全、安心意識というのは高まっていると、町長の言われるとおりだという風に思っております。一方でですね、沼田でもですね、米以外にじゃがいもですとか、かぼちゃですとか、ブロッコリーですとか、まあ野菜で言えばそういうことですけれども、その他に味噌ですとか或いは蕎麦ですとか色んなこう新鮮で安全で安心なことを大文句にしている地場食材が沢山あります。

また一方ですね、私の女房たちもやっているんですけども、直売場など最近あのあちらに行ってもこちらに行ってもあるんですけども、そういったところで直売所を展開しているような人たちというのは、やっぱりあの水菜を100株ですとかね、玉ねぎを3畝ですとかね、そういったかたちで非常に沢山の品種、品目のものを植えて、それを店舗販売するというようなことで、非常に好評を得ている売場がいっぱいあるという風に認識をしております。

それでですね、せっかくそういったものがあるのであれば、これはあの町内で使わない手は無いだろうというようなことを考えさせていただきましてですね、じゃあ実際に町内の介護施設、和風園と旭寿園に限定されるのかなと思うんですけども、そういったところで沼田町産のいわゆるこういった野菜、味噌、米まで含めてもらってもいいのかなと思うんですけども、そういったものの使用割合というのはどれくらいになっているか、それをお聞きしたい。

それからまた一方で営業として行っておりますほろしん温泉で同じように町内産というのはどれくらい使われてるんだろうかということで、その使用割合を教えてくださいという風に思っております。ただその、これ以降は私の想像になる訳ですけども、そんなに高い率で使われているのではないんじゃないかなという風に思っております。もしその数字が少ないのであればね、一体どこに原因があるのか、それは割りと使いづらかったり、割と供給が滞ったり、或いは穿った言い方を言いますとね、納入業者さんが多数になる訳ですから、面倒くさいといったような理由があるのかもしれませんが。そういった意味でどこに原因があると思うか、その3つについてお知らせをいただきたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）前々回くらいですか、前にもご質問があって給食センターの関係についてはなんか答弁したような記憶がありますけれども、温泉も含めて米については地元産です、どこの施設もみんな地元のお米を使っております。それか

ら幌新の蕎麦コーナーのそば粉も沼田産を使っています。ご質問のですね、野菜についてはですね、地元の商店から100%買っていますんで、それぞれ深川の市場から買ったものを商店から買っているというのが実態であります。一部温泉がですね、去年の秋はですね、ホロピリ地区の農家の皆さんから直接購入したという例があります。それでやっぱりあの、前回は給食センターの時にも答えたんだと思うんですけども、その野菜を給食センターも大量に使うということがあったりですね、或いはその施設でもそういうときがあって、購入をしようとしても購入する相手がいないんですよ。と言いますのはJAでは、答弁書の中に担当の者からもらったメモにもですね、農協に確認をしたところ取扱品目が少なくて対応が現状では無理だという回答が農協から来ている、ということですね。ですから、まずは地元の、年間例えばそれぞれの施設でどれくらいの見込みがあるかということ、もしあの調査をすれって言うんであればそれは簡単に出来ることですから、それに基づいてJAがですね、各農家と連携して、それじゃああの、時期的にこういう風に納入しましょうということをやっているんであればこれは購入することが可能かという風に思います。ただそこでネックになるのは、それじゃあ地元の商店を無視するかということになりますよね。今までいくらかでもやっぱり市場のものを買ってきて、それで利益を得ている商店の皆さん方が直接JAと、或いは農家とですね、それぞれ施設が取引することになると、これはちょっと問題が出てくるだろうと思いますんで、私は前から商工会に言っているんですけども、農、商の連携の中でですね、例えばそういうものを扱うようなものを作り上げて、農家と連携してそこが一端それ買い込んで、そこへ納入するという方法というのは取れないんだろうかということをお話しているんですけども、なかなかやっぱり農と商が上手く結びつかないといいますか、そういう状況にあるのが実態だろうという風に思いますんで、まあそういうご質問でありますから、更にあの私どもとしてもやっぱり政策懇話会という各団体長の集まりもありますので、そういうようなご提言があったということでお話をさせていただいて、双方でやっぱり強調して協力して相談していただくのが一番良いのかな、そんな風に思っています。

それはあの、これとは違うんですけども例えばあの、農協の傘下の老人クラブですとかですね、傘下と言ったら悪いんですけども、老人クラブですとか色々な会合のところで、例えば料理なんか使っているのはほとんど町外の業者ですよ、ですからそれらあたりだって商工会の料飲店組合と話をすれば出来るんじゃないかという私は思いなんです。リベートの問題だとか色々あるかもしれませんが。あるかも知れないけど一方の業者がそうやってやれるというんだったら、沼田の業者だってやれないことは無いだろう。ですからそういうところのやっぱりこう、農と商との話し合いというのは広範囲に亘って連携を取るような話し合いの場が必要

なのかな、とそんな気がしますので、あの商工会とJAと他の団体長も集まりますけれども、その場所でちょっと提言をして検討してみたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）まああの、納入業者としてJA単位で考えますとですね、そのJAというのはやっぱりあのじゃがいもであれば1箱単位、10箱単位、或いはブロッコリーであっても大きなケースに10個入りのやつがなんぼってというような売り方にどうしてもなってしまうんです。例えばその、施設長二人来ておられますけれども、和風園、旭寿園にしてみれば、例えばブロッコリーを買う時に、今日は2個欲しいんだと、明日は3個欲しいんだと、明後日はいらなくて、その次はまた3つ欲しいんだと、そういったような買い方になるんですね。で、農協に対する箱単位の供給をお願いしたとしても、なかなかそれは向こうも少量販売、そんならAコープに行って買ってちょうだいっていうぐらいの量の流通になると思うんで、なかなかその納入業者としてのJAということになるとなかなか難しい。あの生産者団体ですよ、難しいなあと思います。Aコープに頼むのであればそれは多少出来るかもしれません。

それでですね、先程町長から納入業者さんが直接その農協、或いは農家から買い付けをしてやる方法はどうだろうかという話もありました。私も実はですね、正にそこが言いたくてですね、この通告書を書いたんですけれども、要するにね、発注側として町内産を使いたいんだと。フレッシュでそれからこだわった給食を出してあげたいんだ、或いはほたる館であれば料理を出していきたいんだと。で、納入業者さんに何とか町内産で良いものがあれば、商品リストのなかに、商品リストをいきなり深川の市場に出してこれと、これと、これを持って来いと言って、その請求書を渡すだけの納入業者さんではなくてね、納入業者さんにもちょっと勉強もしていただかなきゃならんこともあるかも知れないけれども、おいおい、東予に行ったらああいうその、紫色の芋があるぞだとかね、こういったところにはこういったキャベツがあるだとか、そういったリストをある程度を誰かがピックアップしなきゃならんだろうけれども、そういったものを見ながら、納入業者さんがそれを探して歩くというかね、それは和風園、旭寿園、ほたる館のリクエストに応じてやっていくというような仕掛けが取れないだろうかという風に思っておるんです。

で、あのここに書いた代表的な3種類の野菜に関してもですね、芋であれば8月から12月までは農家であれば供給出来るんです。或いはかぼちゃであれば9月から12月までであれば供給出来るんです。ブロッコリーであれば8月から11月くらいまでは、それぞれリレー出荷になりますけれども供給出来るんです。そういったものを各施設でオーダーとして出すときにね、やれないかどうかという問題なんですよ。そういった意味ではどうでしょうね、あのまあここに和風園、旭寿園の施

設長二人来ておられるんで、本来町長に答えてもらうんですけども、そういった発注が出来るんじゃないかなと思うんですけども、物理的に難しいことなんでしょうかね、こういうのは。

○町長（西田篤正町長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）発注する側がね、どこに何があってって探してやるというのはちょっと至難の業だろうと思うんですよ。ですから逆に言うと給食センターが発足当時やったのは、要するに栄養士の方から1ヶ月なり1週間の献立表が渡って、それで町内の業者がですね、当番制をもってやって、あれを見て発注して、市場から買い込んで来て納入するというのが今までの方法だと思うんですね。ですからそれが難しいとすれば、やっぱり地元でそういうものを扱う、例えば今ですともう、野菜なんか扱うったら市街でも飯田商店くらいしかないんじゃないかと思うんですけどね。そういうところと連携して、例えば何月何日にこういうものが要りますよって言った時にその商店が逆にそういう例えば自分の取引先の農家にファックスか何かを入れてですね、こういうものが有るのか無いのか返答をもらって、それを集約して出すという、そういう方法が一番可能なんだろうと思うんですよ。今申し上げましたように、そういう件数が少なくなったからあれですけども、多いときにはやっぱり競争相手で1軒の商店から取るとこれまた問題が出て参りますんでね、そういうことは出来なかった訳でありますから、現状ですと取扱店も少ないということなんで、そういうことも可能かなと思います。やっぱりその辺のやっぱりちょっと商店の皆さんも汗をかいてもらわないと、黙って手を組んでおって、頭の上で行き来するだけで利益を取るというのは、そんなことではちょっとうまくないのになって気がしますんでね。是非あの農村地帯でそういうのが必要だという風に私も認識しておりますんで、何とかそういう方向でちょっと検討してみたいと思います。ただ施設の側から何月何日、何がありますかということを経営者個々にあたるのはちょっと難しいのかなとそんな気が致しますので、いずれあの、それぞれの栄養士に集まっていいただいて、どういう状況なのか確認しながらちょっと検討させていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）あの、今後検討してみますという回答ですから良いんですけども、思想としてですね、沼田の介護施設に入っておられるお年寄り、或いは他所の町から来てくれるほろしん温泉のお客さん、そういった人たちに町内産の新鮮で、安全で、安心なものを食べていただきたいと、そういった思想だけはですね、保持して、みんなで地場産品を利用していけるような仕掛けを、まあこれから作って、我々も努力致しますし、町側としても努力をしていっていただきたいなという

風に思っております。最後は答弁いりませんけれども、質問を終わります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次7番、橋場議員、「住民参加で進めるまちづくりについて」質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）町長、執行方針の中でね、先駆的に取り組む、色々町内活動のね、があるんですけど、そのことについて先駆的に取り組む町内会をモデル団体に指定してということ、そういう育成していきたいということが書いてありました。それであの、そういうところを進めているところのね、町内会の資料を持っていると思うんですけども、まああの、私の町内会でそういうのがありました。出されてもらったときにね、ちょっとびっくりしたんですけどね、町内会の組織のね、趣旨を超えたようなね、組織がされているんですよ。隊長、副隊長とかね、そういう名前までが付いてね、色んな組織を作っているんですね。それで知っていると思うんですけども、そういうことをもし町内会組織でやって欲しいということをやね、進めていくとすれば、なんかちょっと違うような感じがするんですよ。やはり町内会組織というのはそこへ住んでいる人達がね、例えばね、私はしょっちゅう言うんですけども、選挙があると町内会として誰々を推薦するということを決めるんですね。ところがそこへ来て住んだ人はね、選挙になったら誰かを推薦するというために来た訳ではないんですよ。あくまでもそこへ住んで、楽しく老後或いは子供を成長させるという立場で来る訳なんですね。ですから非常にあの、ふわっとした内容のもなんですよ。ただね、こういう風に状況になってきたら、町に、町の色々な行政に対する支援をすると、一緒にやるということは、私は正しい、必要なことだと思うんですよ。ところがね、資料を見てのとおり、これはちょっとね、町内会というのはこういうものではないんじゃないかなと思うんですよ。で、私達のところにね、いや、俺は町内会なんかいらんわと、そんなところには入らないと、これはいいんですね、町内会というのはそういう強制的なものではないですから。入っても、入んなくてもいい訳なんですけども、私はそんな入んないって人にね、お宅で誰か不幸があったときに町内会の人誰も支援に来なかったらどうしますかって言ってね、ああそれじゃあやっぱり入んなきゃ駄目だなんて、こんな笑い話もありますけれどもね、そういう中身じゃないかと思うんですけども。町長はこういううち等の町内会のね、資料を見て、これはやっぱり全町内会にやってもらわなきゃならんというような風に感じているんですかね、ひとつその点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）もう一つ、駅前・・・。

○7番（橋場 守議員）あっ、それもです。それでね、この問題についてね、きつとうち等の進めている町内の役員についてね、どっかから進められたのか、指導があったのかっていうことを聞いたら、そうではないと思うんですね。だけど私はあ

れだけの組織的なね、もう本当にピチっとしたものですよ。そういうものをね、自主的に自分で考えられるのかなと疑問を思ってますんでね、そういう見本みたいなものを町長としては、町として斡旋したことを、或いはこういう参考があるよというようなことを言われたかどうかね、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから2番目ですけれどもね、駅前広場にね、記念的になる、まあそこへ着たら記念写真を取れるようなね、看板を付けろという要求があるんですけれども、私は一定の形はそういうものでも良いんですけれどもね、そのの枠の中に入るその絵というか、それについてはね、1年中同じものを何年もね、同じものがずっと飾さって、これは料金が高いから作る製造費が高いからね、当然そういう風になってしまいうんですけれども、そのの枠に、看板の枠にはめる絵はね、小学校の生徒だとか、中学の生徒だとかに書いてもらって、その季節季節にね、年に3回なり4回なりね、絵を変えれると。まあ絵手紙というのはサークルがやっているんですけどもね。本当にあの素人が書いたというかね、熱意を込めて書いたというのね、味があるんですね。そういうものを他ではやってませんし、是非沼田町ではそういう企画をしてはどうですか、やる気持ちは無いでしょうか、といういことを聞きたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）1点目の町内会の関係については、私はあの、そういう風な細部に亘ってやっているんだという話を聞いただけで、資料は見てませんので、内容を具体的に分かりませんのでご理解いただきたいという風に思います。ただあの、このモデルの町内会を設けるというのは、これはあの自治振興協議会がそれぞれ決定をして私どもの予算のなかに要求をしているということですから、まあそういう自治振興協議会が自らその事業として取り組んで町内会を指定したいということでありますので、予算化をさせていただいたということで、深くあのどういう内容、組織がどうのこうのってそのことは私どもは理解をしておりますので、今言ったとおりご理解をいただきたいという風に思います。

2番目の駅前の関係につきましてはですね、議員さんおっしゃるとおり、やっぱりその一定の絵だとか、そういうものを切り替えるとするとか相当の費用もかかりますんで、まああの沼田の町民の皆さんが沼田のためのPRで、これが最大だねとというようなことを、まあ夜高あんどんを中心に今は考えているようでありますから、そういうものをやっぱりその活用する、或いは何だかのかたちで掲示をする字をですね、工夫したいというお話もあります。まあそういうある程度設計が出来上がりましたら、また議会にも提示をしたいという風に思いますけれども、今ご提案のあったですね、そういう子供達の日常的な活動の絵ですとか、そういうものをということですから、それはそれとして色んな催し物の時にですね、そういうものが掲示出来るような場所もちょうと検討してみたいなという風に思います。と言いますの

は今あの温泉である浴場に入る前に左側の壁に小学校の子供の絵を飾ってますね。行きますとね、お母さん達が、これがうちの子供の絵なんだとかって自慢しながら色んな人と会話しているの見まして、そういうことも必要なのかなと思ってますから、まあゆめつくるだとかそういうところで可能であればそれはそれとして、或いはお祭り広場でね、そのトムトム広場でそういうものが必要だということであれば、まあそういう一定の場所も確保をする努力もさせていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）いやあの、そうですね、道路の垣根、石積みのところにね、子供のたちの絵を描かせたり色んなところがあるんですよ、そういうかたちで大きな看板の大きさに作った画用紙かなんかで描かせると非常に個性があって良いんじゃないかなと思うんで、是非検討していただきたいと思います。

それでね、町内会のことなんですけどね、これあんまり、後で見てもらいたいんですけどね、何々隊っていうようなことを付けて、それで一つで言うと、自主防災部、下部組織、仲町、あっ、これはごめんなさいね、地域自主防災部隊ににおいて会員数及び会員の高齢化が、こうやって言うてですね、隣、近くのね隣接した町内会とも共同でやると、それにはもう色んな隊長、副隊長と付きましてね、実際にはね、町内会の新年会やったって、総会やったってね、半分も3分の1ぐらいしか集まってこれないんです。そういうなかで、町内会のもう半分くらいの方が役職につくと、これは全くねそうなるよね、強制しないと出てこないですよ。そういう中身なんでね、是非こういうことはちょっと自粛するようなね、町長としてはやっぱり本来町内会とは何かところをしっかりと掴んでね、やっぱり助言をしていただく方が良いんじゃないかなと思いますんで、あのこれは要請しまして次移っていいですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、それでは次に「指定管理者制度について」質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）実は、この指定管理者制度を作ったのは、結局は国や自治体が責任持って住民サービスをしなきゃならん、その中身のものをですね、官から民というそういうかたちで、当然国、自治体がやらなきゃならん責任を仕事を儲けの対象にしたのが小泉、竹中によって行われた構造改革なんですよ。じゃあ沼田の場合指定管理者制度に指定したところで、そこは儲けれるかといったら儲けれないんですよ。したらなぜ設けられないような状況、今までと何ら状況が変わってないんです。町長が指定して、社長である町長が受ける訳なんですよ。なんでこんなややこしいことしなきゃならんのかな、私もちょっとその点ね十分あの勉強してなかったんでね、気が付かなかったんですけども、遅かったんですけどもね。こ

れは何かが問題があるんですね。私町長に報酬の3割カットをしなさいと言ったときにね、町長はこれは北空知の報酬審議委員会で決められたものだと言われたんですけれどね、この指定管理者制度になると町からの直接的な指導とか支配って言ったらかおかしいね、雇用というものが外れてしまうんですね。指定管理者制度を受けたところにクッションが出来ちゃうんです。そうするとそこで働いている人たちが、何とか俺達これじゃ食ってけないよと言って、沼田町に言うんじゃないで、同じ町長であり社長である、今度は町長では無くなるんですね、社長に対して要求しなきゃならないんです。こういう関係があるからか無いからか知りませんが、大変こういう状況のなかで、ほたる館などのね、実際利益が上がらないということではあるけれども、何年もね給料が上がってないとか、そういう低い給料で抑えられながら、ボーナスが半額に削られるとか、5%削られるとかっていう状況です。私はいつも憲法を出しますけれどもね、私達が色々な団体を作ってやっている運動のなかにはね、憲法を暮らしに活かすっていうことをスローガンにしているんですよ。ですから色々と言いますけれどもね、憲法25条だとか27条だとかっていうのはね、国もそうですけれども公務員も含めて自治体も全部責任を負わなきゃならない中身になっているんですよ。99条できちっとなってるんですね。そうすると、ここで指定管理者制度を受けて、ところで働いている人たちね、もし結婚しなきゃならない適齢期になってもその人だけの稼ぎでは結婚も出来ないよと、それからどんどんもう何年も給料が上がってませんからね、その間に子供は大きくなって、中学になり、高校になるんですよ。それでも何年か前の給料で抑えられている、こんなことやっぱね、自治体がやるところにおいては他のところが出来なくてもね、やっぱりしてあげなきゃならないと思うんです。そういう点で町長どうですか、今指定管理制度の指定を受けている人達の場所で働いている人たちのね給料、まあ賃金体系がちょっと分からないもんですからね、どうなっているか分かりませんが、何年も上げないでいくというのは、これはまずいんじゃないかと思うんですけれども如何でしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）指定管理者制度をどうのこうのということを抜きにしましてね、あの私どもとしてはやっぱり何と言いますか、税金をかなり投入してそれをするということ自体がやっぱり今日の財政状況からいくと非常に厳しくなっているというのが事実だという風に思います。それであの、全く上げていないということでは、例えばあの温泉にしてもですね、全く上げていないということではなくて、その時折にですね、まあ営業成績が良ければ若干の特別手当を出したり、そういう対応をして対応を図ってますんでね、そういう状況ではご理解いただけるのかなという風に思っているところであります。まああの、橋場議員さんがおっしゃるよう

に行政の責任として一定の給料をやって生活を保障しろと言うことであれば、これはやっぱり町としては経営を放棄せざるを得ない。町としては経営をやっている以上ですね、そこに多額の税金を注ぎ込んで、住民の福祉だとかそういう面が出来ないとなれば、これはやっぱり逆に言うと町長の責任といいますか、行政何をやっているんだという町民の声に変わるだろう。それがやっぱり出来ないということですから、一定のやっぱり理解をいただいて我慢するところは我慢していただかなければなりませんし、それから行政としてもですね、収益が上がったというか業績が少しでも伸びたときには、そのご苦労さんと言うことで、3月、12月に特別の手当を出したりということで、カバーをさせて、カバーと言いますか、カバーになるかどうか分かりませんが、やらしていただいておりますんで、そんなことでご理解をいただきたいという風に思います。

それであの、町はですね、指定管理者制度にしたから全く面倒みないということではなくて、従来から議会にご理解いただいて赤字になった部分を従来どおり補填をさせていただいておりますんで、そうした意味では決して指定管理者に移管をしたから民間のやり方と同じようにですね、黒字になるように賃金も下げれ、何をせえということを言っている訳ではありません。あのそうした意味では、そういうカットしたというのは最近では自動車学校が自発的に職員の手当を若干削って参りました。これは昨年から議会の協力な指摘を受けてですね、学校としてもやっぱりこれ以上赤字を増やす訳にはいかないという自主的な判断であろうという風に思いますので、それはやっぱり理解をいただきたいと思うんですよ。一方では監査委員さん、或いは議会からの特別委員会、そういうところから赤字を減らすように指摘をされる訳ですから、それをどうして直すかというやっぱり、委託をしている先の経営努力と言いますか、何かで誠意を見せてもらわないと、議会も住民もみんな納得しませんよということだろうと思うんですね、端的に言うと。ですからやっぱりそういう意味では非常に辛い思いもさせている面もあるかという風に思いますけれども、気持ちとしては出来るだけそういう働いている職員の皆さんにですね、あまり迷惑の掛からないようにやりたい。そういう気持ちでやっておりますし、そういう風に日ごろから努力をするようお願いもしておりますんで、そうした面でご理解をいただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）あの、指定管理者制度となってもね、あの全然町が面倒みないということにはなっていないということは分かってます。だって実際にはね、どんなに頑張ったって、黒字になるような状況にならないんですよ、今の社会情勢のなかで。ですからね、しかしね、私は町職員の組合の人たちにも是非言いたんだけど、今の自分達のおかれている状況をね、正しくない、これは正しく

ないよと、じゃあどうすれば良いのかということになるとね、闘って町や国に対して要求しなきゃならないんですよ。だからこういうことが出来なくなっちゃってるんですよ。だけど本当に自分の権利をね、主張しないで、それで町民の福祉やそういうものをね、真剣になってやれるかって言ったらやれないんですよやっぱり。自分も闘って自分の生活も良くしたいし、じゃあ町民の人たちはどうなっているのか。その人たちのためにやっぱりね、労働組合そのものがね、運動をしなきゃならないんですよ、ところがそれが無くなってしまっている、残念ながら。ですから私は町のおかれている状態、こんな財政の状態だからね、我慢してくれだけじゃ駄目だと思うんですよ。町民の皆さんだってね、あんなに職員の人たち給料安くされて可哀想だなと思うでしょう。だからね、特にそういう指定管理者制度のもとで働いている人たちはね、そういう劣悪な賃金のなかで一生懸命働いていると。ここんところやっぱりね、どっか、手を引くなんてとんでもない話でこんなこと町長の口から言うべきでは無いですよ。あれによって町民がどれだけ福祉や健康のために役立っているか。色んなことで役立っているし、だから赤字だけど補てんして町長やっている訳なんですから。そんなに給料上げれと言うなら放棄するよと、こんなことを軽々しく言うべきでは無いと思うんですよ。やっぱり本当に大変だと、どっかでもっと給料を上げてやるところは無いか、無駄なところを探してやりますよというぐらいでないとね、給料を上げてくれと言うんなら放棄しますじゃあ、これじゃまずいんじゃないかなと思うんですけれども。まあ経営状態も分かりますけどもね、分かるし、だから無理やりどうしても規定どおりに賃金を上げろとは本人達も思っていないし、私もそんなことは言いません。しかしね、あまりにもちょっとその人たちの犠牲に成り立って俺達のはのんびりとお湯に入っているのかなと思ったりしますからね。やっぱりあの、その点を十分に考えて欲しいなと思うんですけれども。まあ考えているんだと思うけど。まあ実際には給料が少しでも上がってもらわないとね、やっぱり大変なんですよ。で、それをやったらそっから何が生まれてくるかと言うとね、なんでこんなに町の財政がこうなったんだろう。それはやっぱり上に付いて来ますよね。そうすると町長やっぱり町村会に言ったり、国と対応するときに喧嘩出来る訳ですよ。うちの町職員や労働者はこんだけ働いているけれども、それを支払われない状況をあんた達が作ってるという戦いになると思うんですよ。やっぱりそういう観点からもね、是非何とか上げてやらなきゃならんかなという気持ちになって欲しいなと思います。これは答弁いりません。

○議長（杉本邦雄議長） それでは次の「非正規労働者の受入れについて」質問して下さい。

○7番（橋場 守議員） はい。去年の12月31日から1日にかけてテレビでは異様なものが映りました。東京都の日比谷公園にですね、派遣労働者の人たちが首を

切られて、行くところが無い。で、その人たちが大変だということで、市民団体とそれから労働組合やら弁護士さんそれから民意で、あの労働組合と言ってもね、実に沢山あるんですよ。同じ連合なんですけどね、全国労働組合総連合という大きな全国的な組織と、日本労働組合総連合会とこの二つの大きな労働組合があるんですけども、あそこに集まって支援をやったのはね、全労連系という労働組合なんですよ。それから農民団体、それから民主医療、全日本民主医療機関連合会と言うんですけど、民医連、民医連と言うんですけど、ここらのお医者さんや看護婦さんみんな集まってね、支援したんですね。世界第2位の経済大国だと言っている国にね、餓死者が生まれたり、ああいう事件が起きたんですけども、町長、100年に一度の経済危機と書いてあるんですよ。で、なぜこんなことが起きたかということに町長どういう風に理解しておりますか。実はですね、今から140年も前にね、このことに答えを出した人が居るんですよ。カール・マルクスという人なんですけどね、資本論でね、これね本当にね、皆さんこれ読んだらね、あ、そうかって分かるんですよ。なぜこんなこと聞かかって言うとな、こういうことを言ってるんですよ。資本は社会によって強制されなければ労働者の健康も寿命も何ら考慮せず。今の状態と同じですよ、派遣切りと。資本、資本主義なんですね、社会によって強制されなければ労働者の健康も寿命も何ら考慮せず、無制限の利潤追求に走ると言っているんです。今の状態そのままじゃないですか。なぜこんな状態になったかと言ったら、結局規制緩和で労働者を物として扱うような状況になったんですね。で、ここんところをしっかりと私たち掴まないと、さっきの指定管理者の人たち、ただ我慢すれすれだけで終わっちゃうんで、これは大変だと、こんなことは許しちゃならないんだという立場でね、国に対して要求するようになると思うんですね。そこでね、こういう状況で生まれたということなんですよ。それでね、北海道からも沢山派遣労働者にあちこちで働いてるんですね。その人たちがこの派遣村や今街頭で労働相談所を設けています、各所で。さっき言った労働組合、弁護士、それから病院の人たち看護婦さんもね、それから農民連という組織がね、そこへどんどん米を送ったり何かして支援してます。こういう中でね、どうにもならないと思っている人がね、沼田の故郷に帰るということが出来るということが分かったんですね。それでね、北海道に返ってくる人が居るんですよ。それは相談所から役場に連れて行ってもらって、生活保護の関係をきちっとしてもらってね、そこで、旅費を出してもらってね、帰ってくる人が居るんです。沼田では幸いまだ居ないんですけどね。そういう人がこれから出てくる可能性があるんで、もしそういう人が着たらですね、すぐ対処できるようなそういう、全職員がね、そういうことを理解してもらうようにね、指導して欲しいと思うんですけども、如何でしょうか。あの、とにかくね、住むところが無いんです、で、来るんです。大体この派遣村が出来て色々と自治体とも

交渉しているものですからね、住所が無くても生活保護を認めますというようなことも沢山出ています。で、沼田は幸いどこにでも空き家がありますからね、町が良いですよと受け入れてくれば、すぐ生活の手段が出来るんですよ。そういう体制を是非ですね、町職員全体でね、理解をしてもらいたいと思うんですけど如何でしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）まああの、専門的なその対応の知識というのは、これは難しいでしょうけども、そういうような今の時代的な中でですね、住民の皆さん、或いはそれ以外の方でもそういう相談があれば十分あの、相談を受けるようにということの申し合わせと言いますか、課長会議でもやっておきたいと思います。まああの、一定のそういう相談の窓口も必要でしょうから、そういうところは何処なのかという主たるところもやっぱりちょっと決めましてね、ちょっとした表示もしながらそういう方の相談を受けるような体制をちょっと考えてみたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。ここで暫時休憩致します。10分間、25分まで休憩します。

休憩 14時15分

再開 14時25分

○議長（杉本邦雄議長）はい、再開いたします。一般質問を続けます。6番、上野議員、「沼田町の道路について」を質問して下さい。

○6番（上野敏夫議員）はい。6番、上野です。沼田町の道路についてお伺いさせていただきたいと思います。特に舗装部門関係を中心に質問させていただきたいと思います。あの、町の道路につきましては除雪車等で引っかからないように色んなマンホールだとか、色んな障害物が除雪車で壊されないように色々秋に対策を打って修繕をしたりしているんですけど、結構町道については修繕が必要なところが結構、私も見ているだけでも結構あるように思っております。そのことによって、町道の修繕もまあ、いっぺんに出来ないと思いますけれども、その部分的な修理を町として今後どのように順位的なものもあるかもしれませんけれども、どのように考えているか、まずお伺いさせていただきたいと思います。

またあと、他の町でもまあ色んなこう、国道と言えば特別にその、三層どころか五層、六層まで特別な舗装の階層を多くして路盤作りから相当高品質な道路が作られている訳ですけど、沼田町も恐らく町の中は恐らく結構三層があると思いますけれども、場所によっては天ぷら層と言ったら悪いですけども、形だけほこりだけで出なければ良いという一層がけの道路もあります。まあ、今後沼田町の道路に

つきましては長期的にこう維持費のことも考えながら、材料又はアスファルトとか、その砂利にしても質の良い砂利を使うことによって、維持費の少ない町道が出来ていくと思いますので、是非そういう質の良い町道の舗装を考えているのか。

またあの、その町道につきましては、色んな痛みが結構私の見ている中ではあるような気がしますけど、これについてもやっぱり高齢者もいる中で、つまづかない又は自転車、バイク等でも転ばないようなことになるようにして欲しいんですけれども、そのような原因はどっかにあるので、出来るだけ原因についても町長が分かっておればお答えいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）舗装が酷いということでもありますけれども、年間ですね、そういう酷いところについては雪解け早々それぞれ点検をして、舗装の補修をやったりしておりますんでね、そんなに酷い状況のところは私としてはあんまり無いのかなと思っているんですけれども、もしそういうところ気が付いたところがあればですね、是非建設課の方に言っていただければ、状況等を見まして補修をさせていただきたいと思っているところであります。

それから三層にすれというのは分からない訳ではありませんけれども、三層にするというのはそれだけ経費がかかるということでございましてね、まああの国費なんかを使って補助事業でやる場合は三層でやっておりますから、それはあの問題無いかと思いますけれども、町でやっているところ、やっぱり簡易舗装のところもあります。それはあの、なかなか難しい場所をどうしても地域の皆さん方が舗装にしてくれというお話でですね、単なる簡易舗装で良いからという地域の了解を得たと言いますか、要請に基づいてやっているところがかなりあると思いますんで、年数も経ってきますとかなり痛んでいる部分もあるということで、まああの序々にそういうところの見直しをさせていただいておりますけれども、現在の町村道についての補助制度っていうのが非常に厳しくなしまして、今財源を充てるとすれば全く単費でやらんきゃならん状況になっておりますんで、そうした財源等も考えながらですね、緊急を要する場所から補修をさせていただきたいという風に思っております。したがって補修をする場合においても国費の投入と同じように三層にするということとはまず難しいという風にご理解をいただいておりますので、出来るだけ砂利層を増やすだとか、そういう様々な工夫をさせていただきながら出来るだけ対応をさせていただきたいという風に思っているところであります。

まあ原因は何かというと、もうお分かりのようにですね雪が深いというのが第一だろうと思いますし、それから泥炭地帯の軟弱なところもあるということ、それから場所によっては大型の車両がどんどん通過するようになったということで、そういう場面もあろうかという風に思いますんで、その状況等を把握しながらですね、

出来るだけ早期に悪い部分については修繕をするように努力をさせていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）今町長もほとんどあまり痛みが少ないようにお答えされたような気がするんですけども、例えば今町長が住まわれている近くの横断管というか横断橋というか、あそこは結構飛び出ているなかで結構大型車が通ってもジャンプして飛び跳ねるような状況があったり、町民体育館の横にマンホールが相当引っ込んでいるなかで、冬の除雪車が走ると結構くぼみが酷いところがあったり、例えば原野西線にしてもその他横断クランク、センタークランク、結構痛みの酷いところ、これはやっぱり凍結というのかそういうものであれば、なんか路盤のことからももっと見直ししながら、舗装をかけた後痛みが起きるような施工をされているような気がしますので、是非その施工の設計の仕方から沼田町は豪雪地帯ということになっていて、例えば幌加内の名前を出したら悪いですけども、あそこはほとんどが三層掛けで国の補助金がもらえるのか、知恵があるのか、何とかその痛みの無いような舗装を最初からやっていけば財政が苦しいと言えども、是非国の事業を、まあ財源は厳しいと言えども、町としてその質の良い道路を作っていただきたいとしたいと思いますけれども如何でしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）まあ作る方もですね、最初からそういうその悪くなっても良いよという考えで作っている訳ではありませんから、細心の注意を払いながら設計もしているんだと思いますけれども、私の家の側で言いますと確かにそういう大型車が今あそこをぼんぼん通るようになりましたから、家に居てもバウンドするようなところがあります。それはきっと高田車両さんのところの用水路の取り手がですね、取手が上手くないのかなと思うんです。片っぱは国費で杵が出来てますからがっちりしてるんですけどね、舗装の方はそういう町道の中ですからやっぱりその路盤圧に耐えられないところもあって、若干下がる。あそこは何年か前にも直してますし、相当手を入れているんですけどまた下がるという状況なんですよ。ですからそういうあれが極端に酷くなったところについては部分的な補修の中で手当をさせていただいておりませんで、そうした事例があればですね、まあ私は自分のところで自分で言い難いですから皆さんで言うていただけると補修もし易いのかなと思いますんで、是非そういうような声を聞かせていただきたいという風に思います。いずれにしてもあの、お年寄りですとか障害を持っている方が怪我だとかそういうことになるような道路ではちょっと上手くありませんので、今回もその田畑線の用にですね、歩道がああいう状態では危険だということで単費で改良するような予算も計上させていただいておりますから、是非あの、そういう実態のあるところについては遠慮なさらずに建設

課の方へ言っていて、緊急的なものについてはその対応を十分させていただきたいという風に思います。

○6番（上野敏夫議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）本当に沼田町は舗装率が95以上になっているような気がしますし、地元プラントがあるというお陰によってね舗装率が良いように私も思いますので、是非あの業者云々と言うんじゃなくてね、せっかく地元にもあって近くに材料が良いものがありますので、色んなことで舗装を良くして沼田町がさすが沼田のプラントがあることによって、質の良い、道路が綺麗で安心して歩ける町づくりをしていただきたいと思います。

それとあの今年原野北線ですか、工事、まあ東予線も工事をされるということでお聞きしておりますけれど、その辺も出来たら三層掛けとか路盤を強化するか、特にファクトリーのところを通っていく重量物が結構重い荷物を積んだなかで走る道路になると思いますんで、設計で恐らく二層掛けのような気がしましたが、今からでも三層掛けとか丈夫な道路にならないのかその辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○建設課長（谷口 勲課長）よろしいですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）はい。只今今年の新規のですね、いや21年度のお話でしたがございましたけれども、舗装の構成についてはですね、基本的に交通量から大型交通量から決まります。原野北線についてはですね、二層掛けに、まあ交通量の関係からですね、二層掛けで考えております。それから東予につきましては、これは市町村幹線道路ということで、これは三層舗装を計画してございます。

○6番（上野敏夫議員）いいです。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に移ります。10番、渡辺議員、「沼田町での障害者の実態と雇用状況はどうか」を質問して下さい。

○10番（渡辺敏昭議員）議長。10番渡辺です。私は沼田町での障害者の実態と雇用、又あの障害者自立支援制度への取組について町長に考えをお伺いしたいと思います。障害者支援制度に支援費制度ですね、に変わりまして障害者自立支援法が平成18年の4月により施行されております。で、1割の負担はありますが障害の種類に関係なく、どの自治体でも共通のサービスが受けられるようになりました。それに伴い働きたいと考えている障害者に対して就労の場を確保する支援の強化も進められるようになりました。しかし、先程橋場議員からもお話がありましたように、昨今のような職業事情のなか、障害者の就労は大変厳しいものであり、一番先に解雇されたり、せっかく職業訓練を受けてきても就業先が見つからないのが現状

です。それが知的障害や精神障害だと尚更のことだと思います。障害者に対して今だ世の中は冷たいというのが現状でないかと思います。それいえ、身内に障害者が居たり、障害のあることを隠そうとします。そのことで、本来受けることが出来る支援を断る家族や支援のあることを知らない家族もあります。私は少なくとも知的障害や障害児のように先天的に障害を持つ者に対して、者というのは人の方の者ですね、者に対して国や行政は医療やリハビリに係る費用はもちろんのこと、その生涯を少なくともある一定の生活を保障すべきで、更に自分が望むものに対しては生きがいになるような働く場所や交流の場所を与えることが福祉の成すべきところだと思うのです。しかも出来るだけ身近な場所でそれが出来ることが望ましいのではないのかと思っております。残念ながら道北電子等はその受入先の一つだったと私はお聞きしておりますが、今はその会社も無く町内の障害者の受入口が減っていることは確かだと思います。しかも私の個人的なこれは感覚ですが、私達の子供時代から比較すると子供の数の割には障害児が多いようにも思います。そこで、沼田町での障害児や障害者の実態と雇用状況をプライバシー保護の許される範囲でどうなのかお聞きしたいなと思います。

もう一つ、またこの障害者自立支援法の狙いのなかに障害者がもっと働ける社会にすること、地域の限られた社会資源を活用出来るよう規制緩和をすると、などのことが上げられています。市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み障害者が身近なところでサービスが出来るよう、教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和すると、そのことに国も助成しますということですが、沼田町として自立支援が受けられるこういう政策について考えてみてはと思うのですが、町長の考えは如何でしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）沼田の障害者の実態はですね、総数で313名だそうです。まあ身体、知的、精神を入れてのことですけれども、内の生産年齢人口というのが15歳から65歳で83名というような数字を事務方の方からいただいておりますが、まあおっしゃられるようにあの、障害者を雇いなさいと法的な規制を受けているのは沼田の場合はJAと役場の二つの事業所ですけれども、役場は雇用率でいきますと2.47%ということで、現在雇用している障害者の換算でいきますと4名ということで、クリアをさせていただいているところでありますけれども、現在滝川のハローワークにも確認したところですね、管内的に障害者を対象とした求人というのは1件も無いそうです。ですから非常にやっぱり厳しいということは私どもも理解をさせていただいているところでありますが、こういう経済状況はもちろんそうですけれども、やはりあの、その障害者にとってですね、非常に就労というのは厳しい状況なのかな、そんな風に思っているところでありますし、

まあ私どもとしても地元の建設業を始め、そういう様々なところにそういう要請をさせていただいてはおりますけれども、実態としてそういう方達が働く場所というのはなかなか無いというのが実情かという風に思います。まああの、私個人としてはですね、今議員がおっしゃった障害者の自立支援法という法律自体がですね、そういう障害者の就労の場所を逆に奪ってしまったのではないかと、そういう思いであります。というのは、職業訓練だとかそういう名目で障害児の施設に居た方達も、退去してそこを出なければならぬような実態というのが、これはテレビでも報道されておりますけれども、それが今実態になっておりますから、逆に言うとなんという方達の働く場所、今まではそういう施設に入りながら若干給料が安いけれども働く場所があったという、その場所さえも今は無くなってきているというのが実態だと思いますんで、これはやっぱり障害者の皆さん方が国に訴えているようにですね、国の制度そのものをやっぱり変えていかんきゃならぬだろうと、そうしない限りこういう小さな町でそういうものを受け入れるものはなかなか厳しい、これが現実だろうという風に思います。まあしかしながら私どもとしてもやっぱりそういうですね、方達がもし私どもの町のなかで働ける場所、或いは役場の所管するようなところでそういう場所があればですね、出来るだけ優先して働いていただく、そういう機会の確保に努めさせていただきたいという風に思います。

それで同じく最後にご質問のありました空き店舗の利用ですけれども、これは実態としてはなかなか難しいのかな、それが実情かという風に思います。まあ札幌なんか行きますと障害者だけのそういう店舗というのは見受けられますけどね、こういう小さな町でそういうものを構えるとなるとこれはなかなかのやっぱり支援と言いますか、運営している経費の半分以上もどっかで支援してあげないと出来ないというのが実態かなと思います。まあそんな意味で厳しいだろうと思いますんで、まあ前段で申し上げたような機会があればですね、そういう雇用の場を確保するように努力をさせていただきたいという風に思います。

○10番（渡辺敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）今町長の答弁にも、役場は2.47%の採用ということで、まあ僕はちょっと調べたところでは平均が2%以下ということですので、まあそれを上回っているということで安堵したところでございます。で、厚生労働省はこの障害者自立支援法の概要として障害者基本法の基本理念に則り障害者の地域生活の就労を進め自立を支援するとあります。町長が今おっしゃいましたように場所を逆に少なくしているのではないかとというご指摘もありました。

冒頭申し上げましたが厚生労働省は平成15年に身体障害者、知的障害者、障害児の三者に対して支援制度を導入しましたが、サービスの利用者の急増ですね、先

程町長もおっしゃってましたけれども、サービス利用者の急増により国と地方自治体の費用負担だけでは財源確保が困難になってしまいました。その上精神障害者は支援制度にすら入っていませんでした。またサービス自体も各自治体により供給体制が異なり地域間格差が出てしまったことで改善が指摘されたと一応そういうことにはなっております。それらの制度上の問題点を解決するために今回の障害者自立支援法が成立されたと言われてますけれども、どうも中身は先程町長が言われたように難しい問題があるようでございます。この国の政策に私自身も意見をする訳ではありませんが、今回の障害者自立支援法により障害者の利用したサービス料や所得に応じた公平な負担分とかは言っておりますけれども、継続的な医療費の自己負担が5%から10%へ倍増しました。またこの支援制度を受けるために、市町村に申し込み申請をしてから市町村の審査一時判定を受け、後ほど議案の18号、19号に出てくる審査会の障害程度区分の判定を受けた後、艱難事項調査とかサービス意向調査とかを受け、受給者証が交付されその後サービス提供事業者と契約してサービスを受けるというような手段を必要とし、大変複雑な手続きが必要としてます。で、その必要な手続きを取ることが嫌だということで、本来一生涯必要な死ぬまで必要な義手だとか義足だとか、装具類ですね、それだとか車イスなどの舗装具という名称なんだそうですけど、それらを自分で支給をね、申請をしないで全額自費で購入している障害者もいるようです。このことはある面は不正受給を防いだり、基準の透明化、明確化を図り公平なサービスを受けられるようにとのことですが、障害者の方から見ると、申請を複雑化し審査を難しくしサービス利用者を減らそうとする、まあ強いてはこんなことは無いとは思いますが、25%の自治体負担も少ない方が良くなんて考えているという風にも考えられます。もう少し利用し易い制度であるべきだと私は思います。こういうところで、職員の独創的なアイデアを出してもらい、個性のある町独自の自治体行政をやることは出来ないのか町長に伺いたいと思います。

また、先程障害者の働く場所ですが、障害者の地域生活と就労を進め自立を支援するために、空き地店舗等の改造について国は支援するという風に完全に謳っております。で、この支援を受けて例えば、店舗改造の米粉パン工場を行政が作って、まあ数少ないかもしれませんがNPO法人とかそういうところに運営をしてもらって、町内やほたる館で売るとか、この国政の少々不安定な時のチャンスを利用してはと思うのですが如何でしょうか。もう一度、独自の個性のある自治体行政の取組と障害者の働く場所の創設について町長にお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃられる意味は十分分かりますし、沼田でそれが可能であればそれは私どもとしても支援を惜しまないと思います。今言った空き店舗

を利用してそういうようなものが本当に活用されてやれるのであればですね、それはあれですけども、実際にその物を作った物をほたる館で売ったりと言ってもですね、なかなかその自分達が生活するまでのと言いますか、そういうところまでは難しいだろうと思うんですよ。ですから、そういう実際にそういうものがあるんだったら、出来るとすればですね、是非出していただいて相談に乗っていただければ私どもとしても出来る範囲の支援をさせていただきたいという風に思います。

それから独創的なアイデア、なかなか難しいですね。それとあの障害者というのは今あの例えば、身体障害者の会の皆さん方もお困りだと聞いていますのでは、実態が分かんないんですよ。やっぱり自分の名前が知られるっていうのを嫌ってますから。ですから障害者の会はだんだん人が減って、ちょうどあのいらっしゃいますけど。どんどん会員が減って困っているというのが実態なんですよ。かと言って役場がこの人が障害者手帳を持っていますよということは絶対公表できませんから。そういうその困っている状況が続いている。ですからおそらく役場にその相談に来るとするのはよっぽどのがない限り来ないだろうと思うんですよ。そういうその相談があることについては私どもとしても相談に乗ってお答えすることが出来ますけれども、今のような空き店舗を利用したりそういうあれはなかなか難しいのかなと私は率直に感じております。実際にはですね、深川のあかとき学園ですとか、町内からも通所の支援施設には4名ほど通って行ってますけれども、そういう人たちも役場を通じて行ってますんでね、そういう相談窓口があるっていうことはご存知だという風に思います。まあそんなことと、併せてその生活支援事業という様々なメニューがあるんですけども、その実施の可能なものについては今現在沼田でも取り組んでおりますので、そうしたPRがちょっと不足であればPR活動をしながらですね、利用いただければなという風に思います。

根本的なことは先程申し上げましたように、議員がおっしゃられる精神の部分が入ってないとかね、色んな理屈を付けて一つのものにしようとしたんですね。それがより障害者の為にとって良い法律なんだとやったんだけど、結果的には一番サービスの悪いところの部分グウッとやらしてしまった。ですから今まで施設入所をしていて十分将来の生活に対して不安のなかった人たちが、この法律が出来たことによって退所しなきゃならんような実態になってしまったり、様々なことが出てくるんですね。これはあの、私どもも町村会でもそういう国に対する要望のなかに入っておりますから、そういう運動は今後引き続き沼田の議会との論議を踏まえてですね、要望を続けていきたいという風に思います。

○10番（渡辺敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）今町長からいただきました回答のなかにも、町村会を

げてまたその問題に取り組んでいきたいというお言葉をいただきました。まあ実にあの、私が言いたかったところもそこでありまして、この制度そのものもやっぱり完全なものではないんじゃないかなということを町長自ら十分ご理解いただいているということで、大変喜んでおります。いずれにしろ全ての障害者が地域で安全に安心して暮らせることが大事で、その新しい制度のなかでそのことに向けて課をあげて全力で取り組んでいただけますようお願い申し上げまして私の質問に代えさせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）以上で町長に対する一般質問を終わります。次に教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。８番、中村議員、「食育について」質問して下さい。

○８番（中村保夫議員）議長。８番、中村保夫でございます。あの先程町長に質問した内容と前段はほとんど同じでございます。ちょっと違うのは半分から下の方でありまして、学校給食なんかですね、北竜町、秩父別町、雨竜町、それぞれ共同で一部事務組合を構成しておりますけれども、それらのエリア内での食材供給というものの実態を教えてくださいという風に思います。あの先程町長の答弁の中に、学校給食でもなかなか難しい点はあるんだというようなことも言われておりましたけれども、教育長の口から学校給食でもし地場産品が使えない理由があるとするれば何なのか、それを解決するとすれば何なのか、その辺について認識されているところがあればお聞きを致したいという風に思っております。

そしてまたあの、教育長の教育執行方針のなかですね、これ食習慣を確立したいという意味合いなんだろうけれども、朝食を必ず取るということを食育の大前提として考えておられるという風に書いてあります。ただ、小学生にしても中学生にしてもやはりあの、朝食を必ず取って来なさいよと言うだけでは子供達取れませんよね、だってお母さん作ってくれないんだもん、って言われたらそれまでのことでしてね。これをもしやるとすれば親を教育しなきゃならん、というようなことでもあります。予算書でどこを見れば良いのか分からないんで見てはいないんですけれども、どんな予算立てをしてどんな方法を取るのかその辺について教えてくださいと思います。

ただですね、私が考える食育というのは。食習慣というのものもあるんでしょうけども、どんな物を食べるか、どんな物を食べたらどんな栄養になって健康な身体がつくられるのかっていう風なことを教えるのが食育だという風に僕は思っております。そんな中で、身土不二だとか地産地消だとかそういったものがキーワードになるのが食育だろうと私は考えていたんですけれども、この認識に間違いがあるんかどうか、間違いがあれば正していただきたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（松田 剛教育長）お答えします。まずですね、地場食材の使用割合ということで、現在私ども給食センターで今年度、平成20年度の実績ではですね、まずちょっとご紹介したいと思っておりますけれども、一応じゃがいもはですね地場産品で13.7%と、まあ290キロぐらいと、それからきゅうりが190キロということで25%使用しております。これは760キロくらい使う内の190キロぐらいと。それからじゃがいもは2,100キロぐらいのやつで290キログラムということですから、まあ割合としては少ないかなと感じています。あと他の野菜は使用しておりません、実績としては。ただしあの、先程の町長の質問でありましたように、味噌の関係は100%利用しております。なぜこれが実際に使用割合がこういう少ないのかっていうことで私どももセンターの関係で調べましたらですね、生産者が市場とある程度契約栽培している関係あって、それとあの各農協の支所だけでは販売がなかなか上手くいかないという面と、たまたま今言うブロッコリーは秩父別に行っているとか色々ありましてですね、沼田だとか秩父、北竜、雨竜の生産した野菜物はほとんど深川の出荷センターっていうんか、そこに一括行くということで、正直言って私達の方では出来るだけ使いたいということで、私どもの給食センター、北空知学校給食センターの加盟している、まあ農協という言い方悪いんですけど、北いぶき農協それから北いぶきの秩父別ですとか、北竜と雨竜の場合は北空知農協ということで、各支所にですね出来るだけ地場産品を使いたいということで、地産地消ということで、平成20年度もですね、是非給食センターでも使いたいんで協力してくれませんかというような話し合いをしたんですけども、なかなか各支所からの回答はですね、申し訳ないけど難しいですというような回答があったんです。ただし、その関係でいきますとですね、私どもはやっぱり使いたいという関係で今後もですね、それぞれの農協とですね話し合って行きたいなと思ってますし、たまたま近くの深川の給食センターは、私どもの北空知学校給食組合はですね約1,000食、深川は約1,900食ですから約倍くらいということで、あそこの野菜は全て深川の集荷センターから購入していると。足りないものは深川の市場から購入しているということなんで、うちも出来るだけそういうかたちを取って行きたいなと思ってます。それであのなぜかというと、これらの関係で少しでも多くのかたちで地産地消ということで安全、安心な新鮮なものということで考えておりますので、これはあの後ほど関係するんですけども。今ほどの中村議員さんが言われた食育というのは、朝食を食べるのも食育の一つだろうと。食育と言うのは幅広い場合があるんで、栄養の面だとか、まあなぜこういうものを食べる必要があるのかということもありますんで、たまたまあの今までは北空知学校給食センターの栄養士は調理場でセンターで調理の関係の指導をしながらということでありましたので、4月からですね、学校栄養教諭を採用すると予定してますんで、今度は学

校の先生というかたちになりますんで、一応小学校に席を置くというかたちで、確かに4町を網羅しておりますんでなかなか厳しいところがありますけれども、そういう関係でいきますと今度は学校の先生という立場で食育を進めるのならと考えてますんで、是非これから4町網羅するということでもなかなか難しいですけど序々に学校の栄養教諭という立場からですね、まああの町の栄養士ですとかそれから食生活推進委員会なんかとですね、こう連携を取りながら子供の食育についてもっと突っ込んだかたちでやって行きたいなと考えておりますんでよろしくお願ひしたいと思っております。

まああの、身土不二ということで私も調べたんですけど、地元旬の食品や伝統食は身体に良いということは当然私も中村議員さんも当然だと思いますんで、是非そういうかたちで実践して行きたいと思っておりますんで、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）せっかく隣に座っておられる植木教育委員長さんの説も承りたいと思うんですけども、まああの今教育長から縷々説明がありました。芋ときゅうりと味噌については使っているけど、あと使っていないよと。本当はかぼちゃもブロッコリーも本当使っていただきたいと思うし、植木さんのご夫人も人参を作ったり大根を作ったりそういったその食ということに関しては非常に造詣の深い方であります。そういった方々にお願ひをしてですね、まあ個人納入というものをまあ仕事が煩雑になるんでしょうけど、品物も良いものが揃わないとか、欠品が生じるだとか色んなことがあるのかも知れないけれども、その個人納入というのが将来的に認められないのか、そういったことを含めてですね、その食育ということに関する植木教育委員長の説を賜りたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育委員長。

○教育委員長（植木和美教育委員長）今あの食育のことに関しまして中村議員から質問ございますけれども、納入の関係のどうこうというのは教育長の方でちょっとお願ひしたいなと思っておりますし、まああの食育の関係ですけれども、やはりこう先程朝食を食わないというのは親のあれじゃないのかというお話がございました。確かにあの今いわゆる欠食というんですか、食育基本法が確か平成17年くらいに制定されたと思うんですけども、まあ食育というのは何ぞやという完全な定義っていうのは無いんですけども、やはり国民運動的なもので、やはり小さい時から、今はあの、なかなかあの、何と言うんですか、和食、日本食、昔あった日本食から離れるということで、そういった意味でやはり食の大切さというそういうものをつぱり子供の頃から教える、それが将来は今色んな問題があつて外国から持ってきたものが様々問題になったりしますし、そういった意味でやはりこう国民が日本の

食料を、最後は自給率の問題まで繋がっていくんでしょうけども、何かそういった幅広い意味でのことを指して食育というそうなんです。

それで現在あの、朝飯の欠食の関係ですけれども、やはり統計的には20代が一番多くて、30代が次、やはりあのそういった、そういう食生活というのはやはり小さいうちにやっておかないと、きちっとしておかないと、やはり大きくなってからはなかなか改善できる状態ではないんでないかなという風に思ってます。だから食育の問題についてももしあれするとすれば、やはりこう幼稚園に入る親、更には小学校に入る親、機会を捉えてそういうお話をしたいなど、していくべきでないかなと考えておりますし、まああの今の、統計、その話になるんですけれども、やはりこう朝食を取らない子供というのは生活のメリハリが無いと、そういった意味でやはり学校あたりの成績等もまあ少し朝方からもうろうとしているという、すこし精神的に不安定な状態にあってペーパーテストなんかをやってもやはりこう、かなり落ちる、差が出るというそういう結果も出ているようですし、やはり子供のうちからね、そういった面、親も含めて色々コンタクトと取りながらやっていくべきかなとそんな風に思っておりますし、まああの、うちの女房なんかもそうですし、中村議員の奥さんもそうですけれども、やはり改善協議会を作って小学校あたりで子供達と一緒にやはりこう、カレーライスだとか色んなものを作っているようですし、更には今小学校あたりも熱心に例えばメロンの栽培から収穫まで体験させているとか、まあ言ってみれば子供のうちから食の大切さとか、そういったものを培っていくのが将来的には大人になってからでもそういった子供の頃からの食生活がそのまま、やはりその方々が親になったときに色んな面で影響が出てくるんかなという風に思っておりますし、出来る限りのことはやっていこうかなと思ってます。そんなことで答弁になりませんでしたけれども、よろしくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）あの大変あの、率直なご意見をいただいたという風に思っております。あの私も食習慣ってのは本当に大事だと思います。それと同じように地場産品を利用する、地元で取れた野菜、米そういったものを食べるということが僕も必要だと思います。先程町長にも言いましたけどね、やはり思想としてそういった地場産品を食べさせようと、まああまり高けりや無理だけれども、やはり近くにある新鮮な安全なものが一番良いんだと、仕入れるときの色んな困難さ、複雑さが出るだろうけれども、そういったことに取り組んで行くんだという思想だけは維持していただきたいということをお願いして質問に代えます。終わります。

○議長（杉本邦雄議長）次に10番、渡辺議員。「学童保育の受入拡大は出来ないかを質問して下さい。

○7番（渡辺 敏昭議員）はい議長、10番渡辺敏昭でございます。まず教育長に

お伺いしたいと考えています。働く主婦が増えたり少子化により兄弟で遊ぶ機会が減った事それらのことで学童保育の受入拡大の要望が大変多く聞かれております。問題的にはちょっと違うかも知れませんが、幼稚園の放課後対策も何とかならないかよく相談を受ける内容の一つに私はなっています。子ども達の情緒育成に一番大事な時期ですし、放課後の子どもの安全を考えてみても、携帯電話を持たせるよりはずっと良い方法ではないか考えております。本来学童保育と言うのは、小学校1年から3年程度までと言われているそうですが、沼田独自の政策として学童保育の間口を広げたり、受入人数の拡大を早急にしてはと私は思うのですが、それが出来ないか、まず教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）教育長。

○教育長（松田 剛教育長）実際に今、渡邊議員さんも私どものゆめっくるの学童保育の受入場所を見て頂いたと思うのですが、今年も正直言って、30数名の子どもを受け入れしております。ただ、私ども施設の大きさから言ってある程度限度があるかと感じがしますが、出来るだけ町内に住むお母さん方、仕事や色々な関係でどうしても預けたいという事に対しまして、制限しないで出来るだけ受け入れして、あの施設だけで狭いので、ゆめっくる総体でホールもありますし、図書館もありますから、そういう形で利用、うまく活用する形で、出来る受入をしています。ただ、その中で、幼稚園の関係なんですけど、幼稚園の正直言って、平成20年今年度ですけど、幼稚園の園児が今通っているのが22名、で小学校に21年4月に入学する児童は、最初去年当り12月あたり、28名いた訳ですよ。と言う事は結局は6名は幼稚園に来ていない。実際に今は減りまして4名が幼稚園に来ていないで、来年4月に小学校に入学する形になりますので、じゃ4名はどこにいる、どこで生活しているかとなりますと、沼田保育園に行っていると、これは正直言って幼稚園の、まあ幼稚園だけじゃないですけど、色々な事情があって、ある程度追跡調査をしているのですが、それは家庭の事情それから兄弟が何人かいて一緒に保育をさせたいと言う感じで、いう家庭もありますので、でも実際に今年の幼稚園に今22名の園児が通園している中で、幼稚園を終わった後に放課後保育園に預かり保育をされている方は2名おります。この関係で行きますと、私ども住民生活課に聞きましたけど、園児未就学の子ども達の預かりは沼田保育園でやっている。ですから、うちのほうで拡大に解釈して巾を広げて、例えば未就学まで預かることは中々難しいかなと感じています。で実際には小学校の生徒を1年から3年生まで預かっています。もう平成21年度の申込を受けていますので、この13日にその保護者との話し合いをする予定なんですけど、それでもやっぱり34名ぐらい、従来から行くと理想な形はご存知の通り館が狭い関係がありますので、大体は20名ぐらいが一番理想の預かり保育の感じがしますが、一応受入をしてハントホール

ですとか、それから図書館ですとか、2階のホールを使いながら、辻指導員以下助手もいますので、出来るだけの事をしたいと考えていますし、今、実際にそう言う形で行くと、沼田保育園との絡みがあるのかなと、但し最近障害児まあ特別支援が必要とする子どもも受入しています。その関係でその園児を児童を受け入れるには少なくとも二人を受け入れるには別の指導員をいる形を取っていますので、なかなかこういう形でいくとその子どもと一般子ども一緒の場合とそれから少し離れた形の預かり保育の必要性もありますし、色んな関係で新年度も私ども教育委員会、町の考えとしては、町長何時も言ってますし、沼田に住んで良かった町づくりの感じがありますので、出来るだけのしたいと。将来は子ども放課後のいる場所づくりの形で是非私ども今計画を立てているのは、学校の放課後の預かりということも検討して行きたいと。これはスクールバスで通学している子どもたちが、文化クラブですとか、スポーツ少年団の活動したあとだとか、中々スクールバスの時間に合わない時間帯もありますので、正直言って学校の先生方がその時間帯30分ないし40分位預かってくれている関係もありますので、ここら辺幅広くしていく形で、是非ボランティアを募集しながら、育成しながら、そう言う学校の施設も利用しながら、やって行きたい考えしていますので、是非私ども町としては、教育委員会としては前向きに色々考えて行きますので、又色々なご示唆を頂ければと思っています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡邊議員。

○7番（渡邊 敏昭議員）今、教育長から色々お話が御座いました。教育施設整備検討委員会も幼稚園も含めて小中学校施設の時には学童保育を併設することを検討案に答申しています。それだけ学童保育の重要性は皆が認めるところではないかなと思います。今教育長の答弁の中にもありましたように、指導者の人材確保の問題だとか、受け入れる場所の問題がやっぱり重大でないかと考えています。とは言え、中なか予算が絡む話しになるのではという事で、教育長もそれ以上はふり込めないのが実情ではないのかと考えております。そこで学童保育の場が充実している事は安心して子どもを作り、又子育てをするという要因にもなるのではないかなと私は思います。町の

教育行政、児童教育への取組評価にもなり、しいては大袈裟ですけども人口増加にも繋がるのではないかなというふうに私は考えてます。例えば学童保育に当初は不可欠と聞いていますので、児童書の一部を町民会館等に移して町民会館を学童保育の拠点にするとか、まあそういう事が考えられないものかと、そのような事で町長にこの点お伺いしたいと考えております。

○議長（杉本邦雄議長）はい 町長

○教育長（西田篤正町長）これは簡単に返事が中々出来ないだろうと思います。というのはやっぱり、ゆめつくるを建てた時はああ言う施設で十分対応出来るとの現

況をとらまえあれをやっている訳ですけども。今おっしゃるように次から次へとそういう需要が出てくるとなると、施設も狭い建て替えなければならない、場所も必要だ、そうなりますと、当然指導する指導者も必要になってくる、今朝か昨日の新聞でもやはりその事故が起きて、その責任の取り方について非常に大きく報道されておりましたけれども、そういう事の心配が出てくるとすれば、現状の体制でいいのかどうかという事も検討しなけりゃならない、私はもうちょっと考えて欲しいのは本来、私ども小さい頃子どもは学校に居ましたよね、授業が終わってから、なぜ学校から出されるか分かんないんですよ。正直なところ。やっぱり学校のあれだけ広いグラウンドを使って体育館を使って、そこで子どもがやっぱり自由に仲間と共にやるという事が一番子どもの成長に取って良いはずだ。そこを何で学校教育から離されて、要するに町の方の面倒を見なさいというふうになるのかが中々私は理解できません。その点今教育長最後におっしゃって居た様に、学校の放課後を利用してそう言うものをやりたい、やる事が一番だと思いますから、これは文部科学省の責任でもってやって貰わなくてはならないというふうに、私は思います。そういう国や道に対する要望って言いますか、時代がそう言うふうに変わって来てるんですから、変わって来たから今子どもの預かる場面も変わって来ている。そういう事を実態を訴える必要があるだろうと思うんですね。どっちかと言うと、教育委員会からそういう要請ってなかなか出来ないようなことも私も体験しておりますから、是非町村会とも話しを見たいと思います。そう言うどこの町村でも困ると思うんですよ。それと冒頭出たように、断然たる事実として保育園がある訳ですからね、その保育園の業務の分担の所まで、入り込んでひっぱりこんで来ること自体ちょっと問題もあるでしょうし。言っている意味は十分に理解しておりますので、何らかの方策はとらなくてはと思いますけども、ちょっと内部でよく検討させて頂いて、今の教育施設のあり方の検討委員会もやっていますので、そういう中でも論議して頂く様に、副町長が委員長をやってますから、今聞いていますから、思いますから、そういう事も含めて検討させて、必要な要望は必要な要望としてやっていきたいそんなふうに思っています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡邊議員。

○7番（渡邊 敏昭議員）今町長からも出来れば学校の放課後対策のような所でと言うことでお話しが御座いました。今回大当たりのような気がするんですけども、教育委員長最後にこの点について、出来ましたらお考えを聞かせえて頂ければと思います。それで私の質問は終わります。

○議長（杉本邦雄議長）はい 教育委員長

○教育長（植木和美教育委員長）また僕に振られると思わなかった。教育長が答えた通りなんですね。今の学校の整備計画検討委員会ですね、あれを議員さん見てお

られると思うんですけども、これは財政も問題でどうなるかちょっと分かんないですけども、やはりそういった色んな今、議員さん言われた問題も、もしああいっただ一体型の施設があれば、解決出来るんじゃないのかと、安心して働く方が子どもを預けて出来るんじゃないかと、そう言った意味でああいう構想みたいなものを是非みたいなのと思っておりますし、後は教育長が答えたとおりです。私もそういう思いでおりますので、そういった事で答弁にさせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい 以上で、教育長に対する一般質問を終わります。これをもって一般質問を終了いたします。

続けて、議案４号５号まで続けたいと思います。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（杉本邦雄議長）日程第８、議案第４号。沼田町地域医療確保安定化基金条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第４号、沼田町地域医療確保安定化基金条例について。沼田町地域医療確保安定化基金条例を提出する。平成２１年３月６日提出、町長名でございます。沼田町地域医療確保安定化基金条例、設置の目的。第１条としまして、本町における医療の確保を図り、以って町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資するため、沼田町地域医療確保安定化基金を設置する。以下条文の朗読は省略をさせていただきますして、提案理由を申し上げます。

沼田厚生病院の今後のあり方に対応するための財源としまして、施設整備或いは財政上補てん財源を捻出出来ない事態に対処できるように今回基金を造成するものであります。以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

入歳出につきましては、以上の内容でございます。よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第9、議案第5号。沼田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第5号、沼田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について。沼田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を提出する。平成21年3月6日提出、町長名でございます。条文でございます。

〔議案書条文の朗読〕

○住民生活課長（栗中一弘課長）提案理由でございますけれども、先程ございました平成21年からの介護報酬3%アップに対しまして、報酬がアップ致しますと必然的に支払いが増加致します。その増加した分、負担分その対策と致しまして65歳以上の被保険者の保険料のアップ負担分を国が一定の期間3ヵ年輕減する為の財源として20年度二次補正において、補助金として町に交付をされるものを基金として積み立て納入をする条例案として提案をしております。以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）ちょっと訳が分からないんですが、1条でね、介護従事者の処遇改善を図るという風に書いているんですよ。で、これによって、ところがこの基金を使うのは6条だと。ということになるとね、一体介護従事者にはどんな待遇改善が行われるのか、ちょっとここんところ、私は分からないので教えて下さい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）介護従事者の処遇改善の基金ということで、国からのお金を町で積み立てる訳でございますが、介護従事者の処遇改善に対しましては、介護保険と致しまして全体で介護報酬のサービス改定がございます、金額の。その報酬改定分の報酬分として、従事者の報酬分として3%が増額をしてそれぞれサービスの対価として支払われまして、そのことによりまして介護従事者の処遇が改善されるということでございます。

○7番（橋場 守議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）簡単に言うと、介護に携わっている人たちの賃金を3%上げるってことに結びつくの。そこあたりがちょっと。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）簡単に申し上げますとそういうことでございます。制度上、今言われておりますのでは施設分の介護従事者に対して1.7%、在宅のサービス従事者に対して1.3%、そういった中身のなかで処遇改善が図られると

いう風に制度改正がされているという風に聞いてございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。他に。はい、横山議員。

○2番（横山忠男議員）今のところなんですけど、3条の2のところにこの基金に属する現金を必要に応じて最も確実優良な有価証券に換える事が出来るということなんけども、これは儲かっているときは良いけれども、損したときのこと一つも書いてないんだけども、まあ俗に言う、かなりそういうことで積んどった金が今のプライムローンみたいに価値が無くなってどうかすると赤字になったというときに誰が責任を持つというか、そういうことなんです。赤字になったとき。それは無いということなんかい、これ。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）これはあのそういったことの可能性も含めたということでございまして、そういったことの無い基金運用をするということを目的としています。管理に当たりたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。

○議長（杉本邦雄議長）無いようですので質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第5号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。ここで暫時休憩を致します。3時40分まで休憩致します。

15時28分 休憩

15時40分 再開

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。先程の沼田町介護従事者処遇改善の臨時特例基金条例について答弁訂正がありますので、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）先程、橋場議員からございました介護従事者の処遇改善に関する条例につきまして、答弁の訂正をさせていただきたいと存じます。この基金条例につきましては、第一号保険者の保険料の軽減に充当する財源とするものでございまして、直接的に介護従事者の方の処遇改善、賃金の増額等に充てるものではございません。基金の名称が国から示されたものそのままを使ってございまして、私も誤解をして答弁をしてしまいました。訂正をさせていただきたいと存じます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次の移ります。日程第10、議案第7号、平成20年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第7号、平成20年度沼田町一般会計補正予算について。平成20年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成21年3月6日提出、町長名でございます。別冊の一般会計補正予算第8号1頁をお開きを願いたいと思います。

〔以下、補正予算1頁を朗読。（2頁以降省略）〕

○財政課長（辻山典哉課長）まず18頁歳出をお開きを願いたいと思います。3月補正の主なポイント3点ほど前段申し上げたいと思います。まず1点目につきましては自動車学校の指定管理委託料、これを1,300万円計上をしたこと、2点目は再生プランに基づきまして長期債の繰上償還金3億円を計上したこと、3点目は今後の地域医療確保の財源とするため、新規に基金を造成したもの、こういったものが主な内容となっております。なお、3月補正でございますので、補正のほとんどが事業費の確定、或いは見込みによります不用額の整理となっておりますので、要点のみご説明させていただきたいと思います。

それではまず2款総務費であります、14目の自動車学校費、100万円の補正額でございます。13節で委託料1,300万円、自動車学校指定管理業務委託料でございます。自動車学校につきましては、普通免許が主力でございます。平成19年度の実績253名ございまして、これに比較致しますと10名の教習生の増でございまして、263名を見込んでおります。当初設定しておりました280名には及ばず、結果として年度協定に基づき1,300万円の指定管理料を計上することとなったものでございます。予算を編成をした時点が、2月の6日程度の話であります。この時点ではまだ2月の実績が出てございませんでした。そういったなかで、教習生の見込み最終的には263名という風に見込んだ訳であります、現在までのこの時間差の中におきまして、収支が改善されまして計上しております指定管理委託料は1,300万でございますが、2月結果が出た現在においては収支の決算見込み約900万の補てんという状況に今なっております、赤字の圧縮となる見込みでございます。現在の収支見込みでいきますと前年度には2,142万を補てんを致しまして、本年度900万を補てんを致しますと、対前年1,240万円ほど改善を図った結果になるという状況でございます。続きまして、22目の雪山センター管理運営費でございます、84万1千円を追加を致してございまして、委託料で90万円、雪山造成等業務委託料で補正をかけてございます。この冬につきましては少雪でありまして、早めに雪山を造成をする必要があることから、前倒しをして業務委託をするということにしてございます。次の頁をお開き願いたいと

思います。

3款民生費であります。1目社会福祉総務費、1,283万6千円の減額でございます。28節の繰出金で1,242万減額を致してございまして、国保会計の繰出金を減額しております。国保の基盤安定対策事業等の減額によりまして、繰出金が減額となったものでございます。2目の高齢者福祉費であります。2,044万円の減額でございまして、20節扶助費で2,028万円の減額であります。老人福祉施設の措置費として減額を致してございますが、当初予算を設定した段階での措置人員の見込み57名で計上致しておりましたが、48名の実績に留まるということから減額となるものでございます。次の頁をお開き願いたいと思いますが、3目介護支援費671万8千円を減額します。28節の繰出金で658万6千円、介護保健特会の繰出金の減額であります。介護特会での給付減により繰出金の減額という風になってございます。続きまして4目の障害者福祉費であります。640万1千円の減額、これにつきましても扶助費の減額でございまして500万円、介護給付費として減額いたしてございます。対象者の減、及びサービス内容の変更に伴う給付費の減に伴うものでございます。6目の重度身障、心身障害者等医療費であります。865万1千円の減額であります。これにつきましても扶助費の減額になってございますけれども、それぞれ重度心身障害者医療、ひとり親家庭医療費の給付費の減、医療給付費の実績見込みによりまして減額をさせていただくものでございます。続きまして8目グループホーム費であります。次の頁お開き願いたいと思います。15節の工事請負費で288万7千円、スプリンクラー設備工事ということで、新規に計上致してございます。これにつきましては平成19年に消防法が改正されまして、275㎡以上、それから千㎡未満、こういった小規模福祉施設のスプリンクラーの設置が義務付けられたところでございまして、厚生労働省では昨年の12月に地域介護福祉空間整備等施設整備交付金、まあこういう交付金がある訳ですけれども、この対象に小規模福祉施設スプリンクラー設備を追加を致しまして、町としても設置の必要性を勘案しまして、この交付金を受けて設置することにしたものでございます。続きまして、2項児童福祉費の2目子育て支援費であります。460万3千円の減額でございます。委託料で370万円の減額で保育園の運営委託料で220万円の減額、これは園児数の減によるものでございまして、当初60人を見込んで予算計上致してございました。実績と致しまして、平均56名ということで、その分減額処理をしたものでございます。一時保育事業の委託料で150万円の減額でございますが、これにつきましては年間の受入れを最大限で見込んでおりましたけれども、需要が少なかったことによりまして減額をしたものでございます。次の頁をお開きを願いたいと思います。

4、衛生費の2目健康推進費であります。191万8千円を減額致したもので

ございます。これにつきましては予防接種の委託料で128万の減額を致してございますが、幼児の予防接種の対象者、これをMAXで最大限見込んでいたということ、それから肺炎球菌の予防接種が伸び悩んでしまったと、そんなことから減額処理となったものでございます。続きまして2項清掃費、2目の塵芥処理費であります。55万1千円の増額でございます。北空知衛生施設組合の負担金として増額をしてるものであります。これは昨年7月8日発生の火災によりまして発生致しましたゴミ、火災ゴミと言いますかね、これについての処理の減免申請がございまして、これを災害ゴミとして町の負担としたものでございます。55.08トンの処理分でございます。次の頁をお開き願いたいと思いますが、3項上水道費の1目上水道施設費であります。1,257万4千円の減額でございます。これにつきましては19節、24節合わせてお話し申し上げますと、町の水道事業会計、或いは広域水道企業団におきます公債費の繰上償還、或いは借り換えによります。19節で言えば公債利子、24節では元金の減によります一般会計の負担金の減という風になったものでございます。28節の繰出金につきましては、水道事業会計に対します任意の繰出金、これを減額をしたものでございます。

6款の農林水産業費であります。次の頁をお開きを願いたいと思いますが、8目農産加工場製造費であります。2,100万8千円の減額でございまして、それぞれ7節から16節までについては不用額として整理したものでございます。農産加工場につきましては景気の低迷によりまして消費の落ち込みが著しいことから、経費を抑えながら収支均衡に努力したところでございます。結果実質収支では歳入で9,001万円、第2工場整備等を除く歳出、これが9,953万4千円、差し引き952万74千円の収支不足という風に見込んでいるものでございます。次の頁お開き願いたいと思いますが、中ほど、15目就農支援実習農場費の運営費であります。1,402万5千円の減額処理を致してございます。基本的には不用額として整理をしたものでございます。8節の報償費につきましては120万円の減額でありまして、実習生12名で見えておりましたけれども、現状12名に満たないなかで推移をしますんで、その分を減額を致したものでございます。16節の原材料費で406万6千円の減額、加工用の原材料で減額致してございますが、椎茸の菌床のサイクル、これ14回のサイクルで見えていたところを12回に減らしたということから菌床の購入の経費が減になったものでございます。17節の公有財産購入費で670万円の減額。動物購入費で減額であります。育成牛の導入を当初16頭予定を致してございました。これを7頭の導入に留めたことによりまして、減額にしたものでございます。農場につきましては経営の改善を図るために椎茸の菌床購入、或いは育成牛の頭数を減らしながら収支均衡に努力をしてきたところでございますけれども、椎茸の売り払いでは予算に対し単価、収量ともに下回ったこと、

また和牛の売り払いにおきましても予算ベースの価格で85万円、平均売り払い価格が67万6千円となりまして、結果実質収支では歳入で4,854万5千円、歳出で5,986万円、差し引き1,131万5千円の収支不足という風に見込んでいるところでございます。なお、これら不足額につきましては、特別交付税として2月数字の中で要望をかけているものでございます。それでは以降通常の不用額整理のみの予算になってございますので、33頁まで飛んでいただきたいという風に思います。

33頁、10款の教育費に入っておりますが、中ほど9目の町民会館費であります。442万7千円を増加をするものでございます。需用費で修繕料で70万9千円の増額であります。これにつきましては町民会館のロビーの屋上、この劣化をした部分より天井に雨水が浸透しているということから緊急に防水修繕を行うものでございます。屋上のドレン周り、或いは立ち上がりアスファルトの劣化部、こういったところの緊急的な修繕を行うものでございます。15節の工事請負費であります。376万1千円、町民会館の電気施設の改修工事として新たに計上させていただいたものでございます。これは非常用の照明設備が築後30年近く経過を致しまして、器具自体の劣化から機能に問題が生じておりまして、早急に改修する必要があるということから予算計上させていただいたものでございます。続きまして35頁まで飛んでいただきたいと思います。

11款の公債費であります。元金で3億円の予算計上でございます。ポイントで申し上げましたとおり長期債元金の繰上償還でございます。これは再生プランに基づきます繰上償還でございます。国営雨竜川中央ダムの繰上償還財源として一般公共事業債として借り入れしました6億230万円のうち一部繰上げとして3億円を本年度計上させていただいたものでございます。借り入れ利率2.17%、資金先は北空知信用金庫でございます。これにかかります償還財源に減債基金1億5千万の繰り入れを見込んでいるものでございます。

続きまして12款の諸支出金であります。次の頁36頁をお開き願いたいと思いますが、4目の振興基金費それから10目の農業振興基金費でございます。これにつきましては農業振興基金費から振興基金費、4目の方への移し替えの予算でございます。ファクトリーの20年度事業にかかります起債、これの交付税の裏になりますいわゆる起債償還相当額分、これを農業振興基金から振興基金に移し替えを行ったものでございます。次の頁をお開き願いたいと思いますが、20目の地域医療確保安定化基金費であります。5千万円の新規でございます。先程基金条例を議決いただいたところでございますけれども、今後の厚生病院のあり方に対応するための財源として基金を造成をしたものでございます。以上で歳出を終了させていただきまして、8頁歳入の方をお開きを願いたいと思います。

歳入につきましては、事業費の確定或いは見込みによりまして、特定財源の増減調整を行ったものでございますので、主な補正についてのみご説明申し上げます。

まず1款の町税であります。1項1目の個人分であります。661万9千円、現年課税分で655万6千円の増としてございます。これにつきましては退職所得の増によるものでございます。2目の法人であります。148万9千円の減額でございます。現年課税分としての減額であります。景気の低迷によります企業業績の悪化によるものでございまして、建設業、製造業等全般に亘ります法人税割りの減ということでございます。2項固定資産税、1目固定資産税であります。1,480万7千円の減額であります。現年課税分の減額であります。旧チェックポイント建物、土地これの公益寄付によりまして減免をしたものが683万9千円、それから沼田開発にかかります減免申請によりますものが813万2千円、こういったものが減額の主なものとなっております。4項たばこ税、1目たばこ税であります。285万2千円の減額でございます。これにつきましてはたばこ消費量の減によるものという風に推定されるものでございます。

地方交付税であります。1億4,932万2千円を増額を致してございます。これにつきましては特定財源を充当致しましてなお不足する額、この額を地方交付税で当該1億4,932万2千円を計上致しまして、収支の均衡を図ったものでございまして、全額特交での計上でございます。それでは飛びまして11頁まで飛んでいただきたいという風に思います。

15款の国庫支出金、2項国庫補助金の1目民生費国庫補助金であります。269万1千円の増額であります。これは社会福祉補助金としまして計上したものでございます。なごみのスプリンクラー設置にかかる交付金でございまして、1㎡当たり9千円の補助単価、299㎡分でございます。2目の土木費国庫補助金で38万1千円の増、これにつきましては除雪ドーザ購入にかかります追加の配分がなされたことによります補助金増という風になってございます。3目の教育費国庫補助金の65万7千円につきまして1目の1節、教育総務費の補助金であります。79万3千円。放課後児童対策事業補助金でございます。子供館におきます指導員経費が補助対象となったことから増額計上させていただいたものであります。次の頁をお開きを願いたいと思いますが、4目の総務費国庫補助金で1,544万3千円、総務管理費の補助金として計上したものでございます。地域活性化緊急安心実現総合対策交付金であります。国の1次補正によりますこれは交付金であります。決定総額が1,544万3千円でございまして、7本の事業に充当がなされてございます。内容については厚生病院の運営費の助成、予算額700万に対しまして充当額が581万7千円、インフルエンザ予防接種の助成事業費344万2千円に対しまして充当額が232万9千円、高齢者の肺炎球菌予防接種事業費65万2千円に

対しまして54万2千円の充当、高齢者ハイヤー利用助成の事業費99万4千円に
対しまして82万6千円の充当、高齢者世帯等除雪費の助成316万6千円の事業
費であります。充当が254万8千円、学校給食費保護者負担軽減の事業費31
万8千円に對しまして26万4千円、中小企業特別融資利子及び補償料の助成37
5万円の予算額、事業費に對しまして311万7千円の充当、合計1,544万3
千円をそれぞれの事業に充当してございます。次に15頁をお開きを願いたいと思
います。

財産収入のまず、2項財産売払収入、3目の生産物売払収入でございしますが1節
の農産加工品売払代金の減額でございします。3,385万3千円の減でございします。
これにつきましては景気の低迷によります消費の落ち込みから余剰在庫を多く抱え
る結果になってしまったこと、或いは委託加工の受入が少なかったこと、まあこう
いったことが要因でございまして減額処理をしたものでございします。3節の実習農
場生産物の売払代金778万5千円であります。和牛の売払いの減額で211万円
でございします。17頭の和牛売払いでございしますが、予算ベース85万円に對しま
して平均の売払い単価が67万6千円になった、まあこういったことから減額処理
をさせていただいたものでございします。生産物の売払収入が567万5千円の減額
でございします。椎茸の売払収入が主でございしますが、予算に對し単価、収量とも下
回ったことによります減額処理とさせていただいたものでございします。

18款の寄附金であります。これにつきましては先程の積み立ての関連でござ
います。農業費の寄附金から振興基金への移し替えの予算でございします。

19款繰入金であります。まず2目の振興基金繰入金188万7千円の減額で
ありますが、これは事業費の確定によりまして充当致してございました振興基金を
同額減額をしたものでございします。7目の社会福祉基金の繰入金で270万9千円
の減額処理であります。これにつきましては国の1次補正によります先程申し上げ
ました安心実現交付金、これが充当されておりました高齢者ハイヤー事業、それ
から除雪サービス事業、ここに充当してございました基金これが不用になったもの
でございします。12目の減債基金の繰入金、新規でございします。1億5千万、長期
債の繰上償還の財源とするものでございします。

次の頁をお開きを願いたいと思いますが、21款の諸収入の1目交通教育協会貸
付金の元利収入であります。1,200万の減額でございします。協会への短期貸付
金の精査によりまして不用になった額を減額を致したものでございします。

以上で一般会計補正予算第8号の歳入歳出、説明とさせていただきます。よろし
くご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質
疑ありませんか。はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）財産売払収入の中の農産加工品の売払収入ですけれども、3,385万というのは補正額の大体17%にあたるんですよね。ただ単純に景気が悪くなったとかという問題では済ませれないような数字だと思うんですけれども、中身もうちょっと詳しくご説明いただければという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（辻 広治課長）今、質問のありました農産加工場の売払い収入の関係でございますが、中身的に詳しくということでございますので、今あの現状を説明させていただきたいと思います。当初の予算、予算というか補正後の予算、補正前の予算ですが1億2,300万ほどの予算を組んでおります。その中でトマトジュース関係、ジュース類の売払いを約6千万、それから後缶詰等の委託業務関係です、缶詰等の売払いを6,200万ほどの当初予算、計で1億2,300万ほどの予算をみていたところでありました。実はトマトジュースの関係で現在売り上げが6千万ほどみてたところですが、約1,700万ほどが売り上げになっていないという、まあ当初の見込みより1,700万ほどの落ち込みになっている。それから缶詰等の受託関係が約2千万ほどの売り上げが出来ていないというような状況であります。これにつきましては先程財政課長の方からも話がございましたけれども、トマトジュース関係につきましては在庫約、対前年の確認を致しますと、前年の同時期からみると約1,600万ほどの増の在庫を抱えているようなことになっております。

この大きな要因と致しましては、昨年ちょうどトマトジュースの金額の値上げだとか、それから景気の低迷等の部分があるんですが、昨年の暮れにかけましてですね、前年から受託を受けてた会社の方からですね、缶詰の加工関係がちょっと来なかった、まあ色々確認を致しますと自社で缶詰の賄いをはじめている、新たに自社でやっているところ、後加工場じゃなくて他のところにですね行っているというか流れている、まああのこういう社会情勢のなかでですね、今まで大手が私のところはやりませんよと言ったものがですね、大手の方で、近くでやってもらえるというようなことからですね、受託が減ったものだという風に考えております。

それからトマトの関係につきましては、製造はしたんですけれども、なかなか販売の伸びが思ったような状況ではありません。ただ今ですね、色んな状況でですね販売等促進しているところでありまして、少しでもこの赤字額3,300万を減額をしているんですが、これが少しでも縮まるようにですね、努力をしているところでございます。状況については以上のようなことであります。

○議長（杉本邦雄議長）よろしいですか。はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）在庫1,600万ほどあるという話なんですけれども、普通在庫そんなにもっていると普通の会社は怒られるんですよね。あまりよろしくない

状態だと思いますけど、まあトマトなんで加工しないと腐っちゃうんで、これはまあ仕様が無いかと思います。

去年だと思ったんですけれども、ジュースの値上げ等がございました。この影響は多分にあると思われませんか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、振興課長。

○農業振興課長（辻 広治課長）ジュースの値上げにつきましては、缶については100円のものを120円にしております。この缶の部分についてはですね、昨年と同等というか、ある程度の売り上げはしております。それと先程も言ったようにですね、昨年あの非常に作も良くてですね、トマトジュースを多く作っての在庫抱え、その部分はですね、私達、加工場の職員もですね、色々と手を打つというのは変なんですけど、販路拡大に努めたところなんですけど、なかなかその思うように販路が伸びてくれなかったのが大きな原因なのかなという風に考えております。まああの120円の缶の関係につきましても確かに住民の、卸さんの方からもですね、小売さんの方からも高いねという話がありますけれども、どうにか前年並みの数量でどうにか来てるのかなと考えてます。ただ若干やっぱり影響はあるのかなという風に私どもは押さえています。ただあのパーセントにしないでとちょっと数字押さえておりませんので、後ほど答えさせていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。ない、中村議員。

○8番（中村保夫議員）あの8番、中村でございます。あの補正予算第8号ということで見させていただきました。つい先日7号というのが出てまして、その時に定額給付金の関係がいつ決定するか分からないけれども、定額給付金の予算計上をしておくんだというかたちで出ておりまして、そのフローを見ますとですね、まあすでに色んな仕事が始まっておりまして、3月16日から20日まで申請受付開始、3月27日に口座入力システムのリリースがあって、4月の6日に口座振込みというかたちのフローになっております。でね、我々ね、3月の末から4月の頭にかけてやっぱりあの、先程の一般質問の話ではないですけれども、やはり子供の入学だとか進学だとか、或いは歓送迎会だとか色んな金いりな時期なんですね。でね、4月の6日にもらうのと、3月の26日にもらうのとでは随分と有り難味が違うんですよ。全道の状況を新聞や何かで見えますと、40数自治体が年度内に配布します。何か気の早いところでは昨日もう配ってしまったようなところもあるらしいんですけどね。これをもし、例えば3月26日、3月20日ぐらいに給付するということになれば町民は非常に喜んですよね。これでもしそうやってやれないかなと思って色々考えてみますと、いわゆるふるさとクーポン券が間に合わないということがあるんです。ふるさとクーポン券を作業を急いでですね、3月の20日とか25日に間に合うようにそれをやって、そのためにはこの予算を若干組み替えて、1、

050万を第8号の中で1,050万のふるさとクーポン券の捻出をやらなきゃならないんだけど、そういう形で出来ないかどうか。あの私としてはやっていただきたい。年度内にこの定額給付金をリリースしていただきたいと思うんですが、物理的にどうでしょうか、不可能でしょうかね。

○議長（杉本邦雄議長） ちょっと補正予算には入ってませんけども。

○8番（中村保夫議員） 補正予算を組み替えてくれということです。

○議長（杉本邦雄議長） 予算委員会の関係もありますけれども、町長どうですか。はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 私どもとしても年度末にということで大分検討させました。地元の金融機関が対応できないということでありましたので、やむを得ず4月の頭にしたということでご理解いただきたい。これは安全性を確保するためにも、現金で渡すのは出来るだけ避けたいということでもありますから、そういう努力はしたんですけども相手がなかなか出来ないということでありましたので、そういうことでもご理解いただきたいという風に思います。なおあの、昨日ですかね、担当者に転勤等で3月までに出る方については少量だろうから現金で窓口で出せということで指示をさせていただきましたので、それは年度内に現金で交付することになるだろうという風に思います。まあそんなことでご理解いただきたいと思います。

○8番（中村保夫議員） いや、その現金でね、転勤される方にはという限定付きだろうけど、それがもし出来るのであればね、3月中にどうしても欲しいという人には出せるとする物理的な理由があるとすればですよ、やったって良いんじゃないですかねと思うんですが。他の人、他の沼田町に永続的に住んでいる人は駄目で、出て行く人はオッケーよというのは、何か逆に不都合なような気がしますけどね。町長。

○議長（杉本邦雄議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 申し上げましたようにですね、その振込みだとか色々な問題がありましてね、確実にやっぱり本人に渡すようにということの指導もありますから、それを現金で渡すということになりますと、窓口も相当な混乱も出て参りますし、それはやっぱり当初から私どもとしても避けたいという意向でありました。ほとんどの町村がやっぱり通常、金融機関の振込みをやっぱり取っているというのもそういうところだろうという風に思いますんで、ご理解をいただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長） はい、横山議員。

○2番（横山忠男議員） 農業振興課長に度々申し訳ございませんが、就農支援センターの今財政課長の話では、椎茸の原材料が14回の計画だったのが、12回で終わったということですか。それでね、何で14回が12回になったのか、その理由

っていうかね。本来初めから12回しかやる気がなかったのかなという考えがあるんだけど、どうなんだろうかということと、575万円収入減になっておるし、原材料の分が406万6千円ですか、こんだけ新しいやつ入れたらいい加減その収入も増えたんでないかなという気がするけどその辺どうなんだい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（辻 広治課長）椎茸の菌床の入れ替えにつきましては、当初入れ替える日付の、ちょうど日にちの問題もちょっとあったようであります。あの、当初まあ14回というのは、納入業者等の方からその程度の回数が必要だということでの当初見ていたようであります。ただ現実にはですね、沼田町の就農支援センターの倉庫、まあ3棟あるんですが、その3棟を、ごめんなさい。1菌床ですね6ヶ月間もたしていこうというスタイルでですね、年度途中、年度途中ったら申し訳ないですが、6ヶ月間もたしていこうというなことで、あそこに3棟ありますから、その入れ替わりでやるとちょうど12回になったと。で、当初その入れ替わりの時期がちょっと日にち的にずれたり、まあそうしたこともあって14回ってなことであったのかもしれませんが、あの、かもしれませんといったら申し訳ございません。14回という風に計画をしたんですが、あのまあ12回で問題ないということでの数字であります。

あとですね、今あの14回にしたらもっと収量があったんじゃないのかということではありますが、実はあの菌床を入れてから一番最盛期、そして駄目になる期間、そういったものがある程度、これはあの業者さんの方の指導もありまして、ある程度期間をもった6ヶ月間もたしていくという状況からですね、まあ2回は不用になったということであります。まああの、現実的に14回に変えたら増えたかどうかということにつきましては、実証が無いものですからその部分はちょっと説明というか明快に答えることができませんけれども、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですね。無いようですので、質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第7号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１１、議案第８号、平成２０年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。町長は次の行事がありまして退席致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（篠原 毅園長）それでは議案第８号、平成２０年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成２０年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２１年３月６日提出、町長名です。補正予算書の１頁をご覧くださいと思います。

〔以下、補正予算１頁を朗読。（２頁以降省略）〕

（「説明省略」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑の入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第８号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１２、議案第９号、平成２０年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（吉田憲司園長）議案第９号、平成２０年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成２０年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２１年３月６日提出、町長名でございます。別冊第３号をお開きいただきたいと思います。１頁お開き下さい。

〔以下、補正予算１頁を朗読。（２頁以降省略）〕

（「説明省略」の声あり）

○旭寿園園長（吉田憲司園長）よろしくご審議お願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑の入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第9号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第13、議案第10号、平成20年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第10号、平成20年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成20年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成21年3月6日提出、町長名でございます。別冊補正予算書をお開きをいただき、1頁をご覧いただきたいと存じます。

〔以下、補正予算1頁を朗読。（2頁以降省略）〕

○住民生活課長（栗中一弘課長）10頁をお開きをいただきたいと存じます。歳出の方から説明をさせていただきます。1款総務費、1目総務管理費、失礼しました、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。7万円の減額でございますがこれにつきましては旅費の不用額の整理、それから19節につきましては高齢者医療費負担凍結延長システムの改修負担金の増ということでございますが、70歳以上75歳未満の保険者にかかります1割負担の継続延長にかかります電算システムの改修の費用として増額をしております。2款保険給付費、1項諸療養費、1目一般被保険者療養給付費1,007万4千円の減額でございますが、療養給付費の減少を見込んで減額とさせていただいております。2目の退職被保険者等療養給付費につきましても598万7千円の減額でございますが、これにつきましても同様に医療給付費の減額を見込んでの減額措置とさせていただいております。2項の高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきましては予算増減ございませんけれども、共同高額療養費からの共同事業後期の増額がございまして一般財源との付け替えを行ったものでございます。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金でございますけれども、76万円の減額でございます。出産一時金2名分不用額を見込んで減額措置をさせていただいております。次の頁5款の葬祭費、1目1項の葬祭費でございますけれども42万円の減額。葬祭費でございますけれども42万円でござ

います。これにつきましては当初予算、後期高齢者への移行分を減額致しまする計上致しましたことにより過剰の積算となっておりまして。その分にかかります減額となっておりまして。7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金でありますが、これにつきましては84万7千円の減額。高額療養費の減少に伴います拠出金の減額でございまして。2目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましても同様に高額療養費の減少に伴う・・・。

（「説明省略」の声あり）

○住民生活課長（栗中一弘課長）ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑の入りです。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第10号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第14、議案第11号、平成20年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第11号、平成20年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成20年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成21年3月6日提出、町長名でございまして。別冊補正予算書1頁をお開きをいただきたいと存じます。

〔以下、補正予算1頁を朗読。（2頁以降省略）〕

○住民生活課長（栗中一弘課長）8頁をお開きをいただきたいと存じます。歳出の方から説明をさせていただきます。1款の総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でありますが69万3千円の増額となっておりまして、介護保険の電算システムの改修費の負担増となっておりまして。財源と致しましては国からの支出金34万6千円と一般財源となっておりまして。2款の保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護給付費2、977万5千円の減額でありますが、利用実績等3

月までを勘案致しまして減額予算となっております。2目の介護予防給付費1,600万円の減額でございますが、これも3月年度末までを見込みまして、給付の減額措置でございます。3項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費でございますけれども210万円の減額でございます。これにつきましては所得の少ない方、個人負担額の限度額が適用を受けた額の不足分を保険で給付する費用につきまして、年度末まで見込みまして減額措置をするものでございます。4款の基金積立金・・・。

(「説明省略」の声あり)

○住民生活課長(栗中一弘課長) ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(杉本邦雄議長) はい、説明が終わりました。これより質疑の入ります。質疑ありませんか。はい、橋場議員。

○7番(橋場 守議員) 8頁なんですけどね、介護給付費が減額で約1割減額されているんですよね。まああの、保険あって介護なしと言われているぐらいで評判が悪いんですけれども、なぜこの給付費が減ったんでしょうか。その原因はどういうところにあるのかね。例えば自己負担がね、高くて介護を受けられないと。受けたいけど自分の収入からみるとこの介護料を払えないというね、そういう状況があるのかどうかですね、減った原因というかな、教えてください。どんなところにあるか。

○議長(杉本邦雄議長) はい、住民生活課長。

○住民生活課長(栗中一弘課長) この介護給付費の減少でございますけれども、当然3期の計画のなかでそれぞれ給付費を見込んでございます。年度当初においてもそれ相応の若干のアップ分を見込んで給付費予算措置をさせていただいてございますけれども、実績と致しまして給付が生じていないということでございまして、決してサービスを受けられないというような状況に無いという理解をしてございます。

○議長(杉本邦雄議長) はい、橋場議員。

○7番(橋場 守議員) 私の聞いているのはね、サービスを受けられないようにしてるんではというんでは無くて、介護を実際受けたいんだけど自分の収入と負担の関係でね、とつても、3回本当は来てもらいたいんだけど、2回にするとかそういうことが無いのかって、そういうことはあり得るのかということをちょっと聞きたい。

○議長(杉本邦雄議長) はい、住民生活課長。

○住民生活課長(栗中一弘課長) 今議員からの質問にございましたようなことにつきましては、事実関係につきましても聞いてございませんし、そういう事例は無いものと承知をしてございます。

○議長(杉本邦雄議長) はい、橋場さんよろしいですね。大沼議員。

○４番（大沼恒雄議員）９頁の介護予防の事業費が４００万から落ちている訳ですよ。この理由というのはね、運動器の機能向上事業実施委託料の減となってるんだけど、これは何でこんなに落ちちゃったんですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）この介護予防の費用の減額でございますけれども、端的に申しますとパワーリハビリの関係でございます。予算、当初予算に計上致しましたのは、国の規定の中、想定の中で高齢者人口のそれぞれの町の５％程度これに該当される方が居るであろうという想定のもとで当初５２名の方が該当されるかというようなことで予算計上をさせていただいております。それに基づきまして、それぞれ健康診断の申込書と同時に個人それぞれ６５歳以上の方にチェックリストを送付をさせていただきまして、本人からそのチェックリストの返送をいただきます。そのチェックリストである一定のラインにかかった方につきまして、こちらから電話をさせていただきましてこのパワリハを受ける意思があるか無いかの確認を致します。その上で医師の診断を受けまして、その医師の診断に基づかなければパワリハは受けられないという制度になってございます。ご指摘のように実際に５２人相当と致しまして、実人数については１割程度というような中で、推移した中で今回やむ無く減額の予算措置とさせていただいております。

○４番（大沼恒雄議員）そしたら何人受けれたことになるの。

○住民生活課長（栗中一弘課長）実質延べ１００人の方が受けられております。実５人ですね。病院の医師の診断を受けられる段階まで行かれた方が２１名、医師の診断を受けられまして、まあ今のところ健康状態も悪化していないのでパワリハを受けるまでではないと診断を受けて実際受けられた方が５名ということで、実施日数を掛けまして述べ１００名の方が受けられてございます。

○４番（大沼恒雄議員）ちょっと議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○４番（大沼恒雄議員）パワリハ受けるのにね、医師の診断って必要でしたっけ。最初パワリハの設備をするときにそこまでの話はなかったような気がしたんだけど、いつからそんな風になったの。それとも最初からそうだったんですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）申し訳ございません。いつからというのは私も承知はしてございませんけれども、介護予防の関係では医師の診断を受けなければパワリハを受けても介護サービスの料金が支払われないということになってございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。

○7番（橋場 守議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）討論ですか。

○7番（橋場 守議員）あります。

○議長（杉本邦雄議長）討論のあの、まだ言ってませんが、まあいいわ。橋場議員。

○7番（橋場 守議員）まあいいわってことはないですけど、あのね、反対する訳では無いんだよ。ただね、今、介護を実際はもっと受けたいんだけど、財政上の収入の関係で遠慮するような状況が実際にあるんですよ。そういうことをきちっと掴んで欲しいし、それから今年度介護度の認定の基準というのが大分変わるらしいんですよ。そうするとね、益々あの、介護を受けたいんだけどね受けられないとか、それから外される人が居るんですよ。そういうことがね、是非課長は掴んで、ここで頑張っても仕様が無いから支庁や道へ言って会議ある訳ですね。そういうところでやっぱり矛盾点をね、堂々と言って国に改善を求めるようなね、そういう働きをして欲しいということを申し述べさせて賛成とします。

○議長（杉本邦雄議長）討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第11号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第15、議案第12号、平成20年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第12号、平成20年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成20年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成21年3月6日提出、町長名でございます。別冊補正予算書をお開きをいただきたいと存じます。

〔以下、補正予算1頁を朗読。（2頁以降省略）〕

○住民生活課長（栗中一弘課長）7頁をお開きいただきたいと存じます。

（「説明省略」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑の入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入り

ます。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第12号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第16、議案第13号、平成20年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第13号、平成20年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成20年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成21年3月6日提出、町長名でございます。

(「説明省略」の声あり)

○住民生活課長（栗中一弘課長）よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑の入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第13号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第17、議案第14号、平成20年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）議案第14号、平成20年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成20年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり

提出する。平成21年3月6日提出、町長名でございます。別冊補正予算第4号をお開き下さい。1頁。

〔以下、補正予算1頁を朗読。(2頁以降省略)〕

○建設課長(谷口 勲課長) 今回の主な補正は、各事業の実施によります不用額の整理、沼田浄化センター改築・更新工事委託変更による債務負担行為の補正でございます。9頁をお開き下さい。

1款下水道費、1項下水道事業費、1目、331万5千円の減額でございます。
27節公課費270万円の減額、消費税納付金の減でございます。これにつきましては浄化センター改築・更新が設備投資に当たり課税されずに還付申請をしてございます。それで納付金が無いということでございます。2目下水道建設費、2,220万円の減額でございます。13節委託料1,770万円の減額、浄化センターの改築・更新委託料の減額でございます。これにつきましては事業団の執行のなかで入札執行残が発生したということで報告を受けてございます。15節工事請負費100万円の減額、公共舁、汚水舁、公共汚水舁の工事費の不用額でございます。18節備品購入費350万円の減でございます。これにつきましては堆肥盤の堆肥攪拌機械の執行残で350万円の減額でございます。2項個別排水処理施設整備事業費、1目一般管理費173万6千円の減額でございます。それぞれ不用額の整理でございます。委託料100万円の減額、浄化槽点検、清掃委託料の減が主なものでございます。1頁お捲りいただきまして、2款1項公債費208万5千円の減額でございます。1目元金57万5千円、2目利子151万円の減額、この両方でございますけれども、19年度から実施しております繰上償還による元金実施の減でございます。6頁をお開き下さい。続きまして歳入のご説明を致します。

(「説明省略」の声あり)

○建設課長(谷口 勲課長) よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長(杉本邦雄議長) はい、説明が終わりました。これより質疑の入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) 質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第14号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決し

ました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第18、議案第15号、平成20年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）議案第15号、平成20年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成20年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成21年3月6日提出、町長名でございます。別冊補正予算第2号1頁をお開き下さい。

〔以下、補正予算1頁を朗読。（2頁以降省略）〕

○建設課長（谷口 勲課長）今回の補正につきましては、事業実施に伴う不用額の整理でございます。10頁をお開き下さい。収益的支出を説明させていただきます。

1款水道事業用費用713万3千円の減額でございます。1項営業用、2目排水及び給水費でございます。これにつきましては、修繕費・・・。

（「説明省略」の声あり）

○建設課長（谷口 勲課長）よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑の入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第15号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第19、議案第6号、沼田町沼田浄化センター改築・更新工事委託にかかる基本協定の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）議案第6号、沼田町沼田浄化センター改築・更新工事委託にかかる基本協定の変更について。

〔以下、議案書朗読〕

○建設課長（谷口 勲課長）これは沼田浄化センター改築・更新工事を日本下水道

事業団に委託する協定を18年に議決をいただき協定を結んでおります。当初5億1,100万の総額で協定を結んでおりましたが、汚泥、脱水処理脱水施設、汚水をですね、浄化した後に残る汚泥、これを脱水する施設でございますが、汚泥の濃縮槽或いは貯留槽の機器の痛みが酷く、新たに更新が必要と判断されそれに付随する電気設備、制御設備の更新も合わせた工事費の増額が必要となり協定額の変更を行うための変更でございます。以上説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑の入ります。質疑ありませんか。

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。

○4番（大沼恒雄議員）議長、議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）ちょっと教えていただきたいんですけどね、協定額で18年から22年までね、例えば金額を決めて協定したんだと思うんですけどね、今回1,680万が乗かっちゃってるんだけど、これ例えば契約の期間の間というのはそういったことも想定してやってるんじゃないかと思うんだけど。若しくはその他にこういったことがあったらこれだけのものがかかりますよと、そういう話し合いになってるんですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）5年間でですね、18年度の段階である程度の上昇分だとかそういったものを見込みまして、まあ更新しなきゃならない部分を設計致しまして金額を決めてございます。今回先程ご説明申し上げましたように、当初は更新しなくても良からうという風に判断をしていたのがですね、今回やっている最中にですね、まあ痛みがある程度酷いということもございます。それで、それを追加致しまして今回増額をするということでございます。期間についてはそのまま5年間ということでございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）今、初めて新たに上がるものではないですよ。工事としてはもう18年というか、やってきているんですよ。やってきてて、5年間の間にやはりそういったもの、何と言うかな、壊れた物があつたらそういう風に契約更新出来るようにしたらなっているんですか。例えばそしたら、例えばですよ、言い方悪いけど、5億と言っていたものがね、じゃあこの5年間の間にあと5億かかってって、それで10億でこういうやっぱり、こういう契約の仕方ってするんですか。ちょっとその辺、何か何%以内というんだつたら分かるんだけど、どうなんでしょうね。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）何%以内という基本協定のなかでは謳ってございせんけれども、当初ですね、今の施設、機械ですけれども、更新するものとですね、しないものとかあったんですけれども、それらをどうしても今回この事業でですね、やる必要ができたということなんです。それでですね、それで変更ができる、変更しなければですね、総体額を積算しまして額の変更をしなければ工事が出来ないものですから、そういったことで今回総額の、総額を変更したいという風なことで提案させていただきました。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）今の関連のことでね、足りないんであれば足りないで今20年度ですよ、もう既にね。だからなぜ18年度まで戻って変更をかけるのかということじゃないかなと思うんですよ、違いますか。これからの分で例えば5万円ずつ、5万円じゃないけども、金額的にね、倍の金額をこれから2年か3年で取り返すっていうんなら分かるけども、なんで前の年度まで戻るのかというか。協定だから戻るのかなという気持ちもしますけれども。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）5年間で総額を決めて総額の協定をしているということなんですけれども、ですから今の段階でそういった変更があった、それぞれ年度年度見込んで出てきたんですけれども、これはあのやはり5年間で組んでありますんで、このままでいきますと22年度で終わりですけれども、22年度までやっていきますと、今の上限を超えてしまうと、限度額を超えてしまうということで、その段階でですね、全体額を変更させていただきたいということでございます。

（延 会 宣 言）

○議長（杉本邦雄議長）ちょっと休憩しますが、本日の会議が5時まででありますけれども、延長致します。

休憩 16時59分

再開 17時01分

○議長（杉本邦雄議長）再開してよろしいですか。再開します。質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第6号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(一 括 議 題)

○議長（杉本邦雄議長）ここで議案の一括議題についてお諮り致します。この際、日程第20、議案第21号、沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第32、議案第33号、平成21年度沼田町水道事業会計予算についてまでの条例改正等4件、予算案9件を一括して議題に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第20、議案第21号から日程第32、議案第33号までの条例改正4件、予算案9件を一括して議題と致します。

(予算等審査特別委員会の設置)

○議長（杉本邦雄議長）お諮り致します。この際、議案の朗読を省略し、議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定致しました。

(予算等審査特別委員会正副委員長の指名)

○議長（杉本邦雄議長）お諮り致します。只今設置されました予算等審査特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例第8条第2項の規定にかかわらず議長から指名することに致したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、正副委員長につきましては議長から指名することに決定致しました。それでは議長から指名致します。委員長の津川 均君、副委員長に高田 勲君を指名致します。お諮り致します。只今指名致しましたとおり、正副委員長を決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、予算等審査特別委員会の正副委員長は只今指名致したとおり決定しました。

(延 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）お諮り致します。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決しました。本日はこれにて延会致します。大変ご苦労さまでした。

1 7 時 0 3 分 延会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員